

第 1 日 12月13日（木曜日） 本 会 議

平成24年
第5回定例会 横瀬町議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
12月13日(木)	
○開 会	6
○開 議	6
○町長あいさつ	6
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	8
○諸般の報告	8
○一般質問	15
4番 大野 伸 恵 議員	15
1番 富田 能 成 議員	27
○発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	33
・発議第5号 横瀬町議会会議規則の一部を改正する規則	
○発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	34
・発議第6号 横瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例	
○請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決	35
・請願第2号 「国は医学部新設を認めてください」の意見書を国に 提出を求める請願について	
○議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	36
・議案第41号 専決処分の承認を求めることについて(平成24年 度横瀬町一般会計補正予算(第3号))	
○議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
・議案第42号 横瀬町暴力団排除条例	
○議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	40
・議案第43号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進 を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行 に伴う関係条例の整備に関する条例	
○議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決	42
・議案第44号 横瀬町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に 関する条例	

○議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	44
・議案第45号 横瀬町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	45
・議案第46号 横瀬町こども医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例	
○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	48
・議案第47号 秩父広域市町村圏組合の規約変更について	
○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	49
・議案第48号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について	
○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	50
・議案第49号 平成24年度横瀬町一般会計補正予算(第4号)	
○議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	56
・議案第50号 平成24年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	
○議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	57
・議案第51号 平成24年度横瀬町介護保険特別会計補正予算(第3号)	
○議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	58
・議案第52号 平成24年度横瀬町水道事業会計補正予算(第3号)	
○日程の追加	60
○発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	61
・発議第7号 埼玉県立大学に医学部の新設を認めることを求める意見書について	
○閉会中の継続審査の申し出	63
○閉会	64

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第64号

平成24年第5回横瀬町議会定例会を、平成24年12月13日横瀬町役場に招集する。

平成24年12月5日

秩父郡横瀬町長 加 藤 嘉 郎

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	富	田	能	成	議員	2番	新	井	鼓	次	郎	議員	
3番	内	藤	純	夫	議員	4番	大	野	伸	惠		議員	
5番	若	林	想	一	郎	議員	6番	赤	岩	森	夫	議員	
7番	町	田	勇	佐	久	議員	8番	若	林	ス	ミ	子	議員
9番	関	根			修	議員	10番	小	泉	初	男	議員	
11番	若	林	新	一	郎	議員	12番	若	林	清	平	議員	

不応招議員（なし）

平成24年第5回横瀬町議会定例会 第1日

平成24年12月13日（木曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、一般質問

4 番 大 野 伸 恵 議員

1 番 富 田 能 成 議員

1、発議第 5号 横瀬町議会会議規則の一部を改正する規則の上程、説明、質疑、討論、採決

1、発議第 6号 横瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、請願第 2号 「国は医学部新設を認めてください」の意見書を国に提出を求める請願についての委員長報告、質疑、討論、採決

1、議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度横瀬町一般会計補正予算（第3号））の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第42号 横瀬町暴力団排除条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第43号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第44号 横瀬町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第45号 横瀬町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第46号 横瀬町子ども医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第47号 秩父広域市町村圏組合の規約変更についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第48号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第49号 平成24年度横瀬町一般会計補正予算（第4号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第50号 平成24年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決

- 1、議案第51号 平成24年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第52号 平成24年度横瀬町水道事業会計補正予算（第3号）の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、発議第7号 埼玉県立大学に医学部の新設を認めることを求める意見書についての上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、閉会中の継続審査の申し出
- 1、閉 会

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	富田能成	議員	2番	新井鼓次郎	議員
3番	内藤純夫	議員	4番	大野伸恵	議員
5番	若林想一郎	議員	6番	赤岩森夫	議員
7番	町田勇佐久	議員	8番	若林スミ子	議員
9番	関根修	議員	10番	小泉初男	議員
11番	若林新一郎	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

加藤嘉郎	町長	渡辺利夫	副町長
高野修行	教育長	笠原勲	参事兼 会管理 計者
木崎泰明	参事兼 まち経営 課長	田端啓二	総務課長
高野直政	税務課長	大場紀彦	いきいき 町民課長
大野雅弘	健康づく り課長	町田勉	保育所長 兼 児童館長
村越和昭	振興課長	柳健一	建設課長
町田多	上下水道 課長	富田等	教育次長
一柳俊一	代表 監査委員		

本会議に出席した事務局職員

小泉源太郎	事務局長	逸見雅彦	書記
-------	------	------	----

◎開会の宣告

(午前10時02分)

○若林スミ子議長 皆さん、おはようございます。

平成24年第5回横瀬町議会定例会の招集に当たり、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。



◎開議の宣告

○若林スミ子議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎町長あいさつ

○若林スミ子議長 町長のごあいさつをお願いいたします。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 皆さん、おはようございます。

寒気が日増しに勢力を強め、ことしもいよいよ師走を迎え、何かとせわしい時期になりました。本日ここに、12月議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には、公私ともご多用中、ご参集をいただき、厚く御礼を申し上げます。

議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

さて、12月4日に公示された衆議院議員総選挙は終盤を迎え、今まさに選挙戦の真っただ中であり、今回の選挙は、民主党の政権継続か、自民党の政権奪回かという2大政党の対決に、新たに誕生した日本維新の会など第三極の政党が挑む構図となっており、3年ぶりに国民に与えられた政権選択の重要な選挙であります。私も国民の一人として、選挙の重要性を認識して投票に臨みたいと思っております。

ことしも残りわずかとなってまいりました。振り返ってみますと、8月にロンドン五輪が開催され、サッカーのなでしこジャパンの銀メダル獲得、レスリングの伊調、吉田選手の五輪3連覇など女子選手の活躍が目立ちました。世界の強豪を向こうに回しての堂々とした戦いぶりに元気をもらった人も多かったことと思います。

また、国際情勢では、沖縄県の尖閣諸島や島根県の竹島の領有権をめぐり、中国や韓国との対立、特に中国では反日デモに続き、日本製品の不買運動に発展し、日本車の販売台数の減少、観光客の訪日中止など、日本企業、観光業への影響も大きくなってまいります。

国内に目を向けますと、国では社会保障の安定財源の確保と財政の健全化を図るための消費税率引き上げ関連法案が可決されました。国民に負担を求める増税は、徹底的な行政改革とセットで行うべきと考え

ております。

このような中、町では毎年8月から10月にかけて行われる一大イベントでありますヨコゼ音楽祭に始まり、敬老会、町民体育祭、よこぜまつりにつきましては、皆様方のご協力をいただき、滞りなく終了することができました。このようなイベントは、町民が一堂に会し、交流や地域の連帯感を深め、確かな人間関係を築く上で重要な役割を担っていると考えております。

次に、平成24年度の主要施策事業の進捗状況について申し上げます。まず、魅力プロジェクトであります、町民と合宿団体との交流などにより、地域の活性化を図るための合宿誘致推進事業は、基礎調査がほぼ完了しております。また、寺坂棚田で取り組みました農村資源活用推進事業、道の駅直売所拡張工事の道の駅魅力アップ事業及び町民会館施設改修事業、いずれの事業も完了を含め、順調に進捗しております。

次に、絆プロジェクトであります、町のイメージキャラクターである「ブコーさん」を活用したブコーさん体操制作事業及びふれあい遊具整備事業におきましては、保育所、庭園への整備を除き、完了しております。

希望プロジェクトであります、簡易水道事業の拡張工事に伴う中井浄水場築造工事は10月31日に着手しております。また、4月から補助を開始いたしましたLED照明購入費補助事業は、11月末で60件に達し、防犯灯LED更新事業は10月から着手しております。さらに、10月1日から開始をいたしましたコミュニティバスの運行、地域公共交通実証運行事業は、これまで高齢者の方々を中心に多くの方にご利用いただき、好評を得ております。地域防災計画改定につきましては、避難所の指定などの見直しを初め大規模災害への対策を充実するため、鋭意見直し作業を進めております。

以上、主な事業の取り組み概況について申し上げます。

最後に、本定例会にご提案いたしました付議事件について申し上げます。専決処分の承認を求めることについて1件、条例の制定3件、条例の一部改正2件、組合格約の変更2件、平成24年度横瀬町一般会計補正予算及び各特別会計補正予算4件についてご審議を願うこととしております。

何とぞ慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、本定例会開催に当たりましてのあいさつといたします。

○若林スミ子議長 以上で町長のあいさつを終わります。

◇

◎議事日程の報告

○若林スミ子議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○若林スミ子議長 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員の指名については、会議規則第114条の規定により、議長よりご指名申し上げます。

6番 赤岩森夫 議員

2番 新井鼓次郎 議員

1番 富田能成 議員

以上3名の方をお願いいたします。



◎会期の決定

○若林スミ子議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員長、3番、内藤純夫議員。

〔内藤純夫議会運営委員長登壇〕

○内藤純夫議会運営委員長 おはようございます。委員長の内藤でございます。議長よりご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

12月5日午後2時より301会議室におきまして議会運営委員会を開催し、日程及び会期について審議いたしました。

出席者は委員全員、事務局長、書記でございます。

事務局長より本定例会の議案等の提示を受け、議案件数及び一般質問者の人数等を検討の結果、会期は12月13日、1日間と決定いたしました。

円滑に議会の運営がなされますようお願いいたしまして、議会運営委員会の報告を終了いたします。よろしくをお願いいたします。

○若林スミ子議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告どおり、本日13日の1日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は1日間と決定いたしました。



◎諸般の報告

○若林スミ子議長 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

9月定例会において可決された地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を

求める意見書につきましては、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国家戦略担当大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長及び参議院議長に提出しておきましたので、ご了承いただきたいと思ひます。

次に、9月定例会報告以降の議長の公務及び公務により出張したことにつきましては、お手元に議長の諸報告を配付してありますので、ご了承いただきたいと思ひます。

次に、議員派遣の件でございますが、この件につきましては、お手元に議員派遣の件として配付してあります。会議規則第116条第1項ただし書きの規定により、議長において派遣を決定いたしましたので、ご了承願ひます。

次に、平成24年10月及び11月実施分の例月出納検査の結果報告並びに平成24年度定例監査、行政監査及び補助団体等監査の結果報告が提出されております。定例監査、行政監査及び補助団体等監査の結果報告につきましては、その写しをお手元に配付しておきました。これら報告について監査委員に説明を求めます。

一柳代表監査委員。

〔一柳俊一代表監査委員登壇〕

○一柳俊一代表監査委員 おはようございます。ただいま議長のご指名をいただきましたので、例月出納検査並びに定例監査、行政監査、補助団体等の監査の結果についてご説明申し上げます。

初めに、例月出納検査の結果でございますが、内容につきましては、平成24年10月19日と11月16日に地方自治法第235条の2第3項の規定により、既に報告したものでございます。

検査の対象といたしましては、いつものとおりでございますが、一般会計、水道事業会計、それから4つの特別会計が対象でございます。

検査の中身でございますが、あらかじめ会計管理者、出納室長及び企業会計出納員より現金の出納状況を知るに必要な調書を提出させ、別に関係帳簿、あるいは証拠書類の提出を求めて、関係職員に説明を求めたところでございます。

検査の結果につきましては、検査期日現在の収支現在高は検査資料と符合、正確に処理されており、計数上の誤りは認められませんでした。また、軽易な指摘事項につきましては、いつものとおり、検査の過程において触れておきましたので、ここでは省略させていただきます。

その他、特に指摘すべき事項はございません。

なお、平成24年10月31日現在の水道事業会計を除く一般会計等にかかわる現金預金残高は3億8,606万4,942円であります。水道事業会計につきましては2億5,125万6,367円であることを確認いたしております。

なお、10月19日の検査においては、水道課の棚卸しもあわせて実査したことを申し添えます。

例月出納検査結果については、以上でございます。

次に、定例監査等の結果についてご説明申し上げます。本年度の定例監査等の結果は、平成24年11月20日に地方自治法第199条第9項の規定に基づき横瀬町役場掲示板において告示し、公表しております。

監査対象でございますが、執行部につきましては、保育所、町民会館、公民館、図書館、歴史民俗資料館、学校給食調理場、横瀬中学校、上下水道課、これは下水道事業が対象でございます。について実施を

いたしました。

補助団体等につきましては、横瀬町社会福祉協議会及び果樹公園あしがくぼについて実施いたしました。加えて、これら団体を所管する、いきいき町民課、健康づくり課及び振興課についても関係事項について監査を実施したところでございます。

本年度は、これらのほかに、継続的業務及び電子情報システム関連の委託契約の実態調査を実施いたしました。

監査は、前回の平成22年10月以降から本年9月末日までを監査対象期間とし、平成24年10月24日及び25日の2日間、監査委員2名で実施をいたしました。

監査方法は、提出された監査資料をもとに財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、事務事業の執行管理が計画的かつ合理的に行われているか。下水道事業については、工事業務及び水質管理センターの管理運営が計画的かつ合理的に行われているか等に主眼を置きまして、関係者に説明を求めて質疑応答した形をとりました。

また、財政的援助団体及び出資団体に付随して実施した当該団体を所管する関係課には、補助金交付事務の執行状況、経営指導状況、指定管理協定状況などについて説明を求め、質疑応答をしたところでございます。

監査の結果、概要でございますが、監査の対象となりました施設等における財務に関する事務の執行、事務事業の執行管理及び下水道事業における工事業務、水質管理センター管理運営状況につきましては、おおむね良好に執行されているものと認められました。また、財政的援助団体及び出資団体にかかわる補助金交付事務の執行、経営指導、指定管理協定などについても、おおむね良好に執行されているものと認められました。

なお、軽易な指摘事項につきましては、監査のときに、その都度口頭で述べておりますので、省略させていただきます。

なお、議長に提出いたしました監査結果報告書の写しがお手元に配付されておりますので、後ほどご一読いただければ幸いです。

以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○若林スミ子議長 例月出納検査、定例監査、行政監査及び補助団体等監査の説明を終わります。

次に、各委員長の報告をお願いいたします。

初めに、総務文教厚生常任委員長、2番、新井鼓次郎議員。

〔新井鼓次郎総務文教厚生常任委員長登壇〕

○新井鼓次郎総務文教厚生常任委員長 皆さん、おはようございます。議長よりご指名がございましたので、総務文教厚生常任委員会の審査の概要についてご報告いたします。

開催日は、去る11月30日金曜日午前10時より開催しました。出席者は、委員6名全員出席と執行部11名、事務局2名でございます。

審査事件は、1、委員会付託案件、請願第2号 「国は医学部新設を認めてください」の意見書を国に提出を求める請願について、2、所管事務調査、健康づくり課の業務について、3、教育委員会報告、4、その他でございます。

最初に、町長からあいさつをいただいた後、会議録署名委員を指名し、直ちに会議に入りました。

議題の1は、委員会付託案件、請願第2号「国は医学部新設を認めてください」の意見書を国に提出を求める請願についてです。審議いたしました内容につきましては、後ほど議題として上程されており、改めて報告いたします。

議題の2は、所管事務調査、健康づくり課の業務についてでございます。健康づくり課の業務は、国民健康保険、介護保険に関すること、後期高齢者医療、保健衛生及び健康増進に関すること、地域包括支援センターに関すること、高齢者福祉、児童福祉に関すること等の業務を担当しておりますが、今回は、これらの中で、ブコーさん見守りネットワーク事業と予防接種事業について説明を受け、質疑応答を行いました。本委員会としては、これらの健康づくり課の報告について説明を受けたということで、まとめとしました。

議題の3は、教育委員会報告です。教育長より資料に基づき校長会の主な指導伝達事項、教育委員会の主な取り組み等について報告、説明を受け、質疑応答を行いました。本委員会としては、これらの教育委員会報告について説明を受けたということで、まとめとさせていただきます。

次に、議題の4、その他ですが、執行部から12月議会提出議案の概要について報告、説明を受けました。本委員会としては、執行部からの報告、説明に対し、これら報告、説明を聞きおくこととし、まとめといたしました。

以上で総務文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○若林スミ子議長 総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員長、6番、赤岩森夫議員。

〔赤岩森夫産業建設常任委員長登壇〕

○赤岩森夫産業建設常任委員長 皆さん、おはようございます。議長よりご指名がございましたので、産業建設常任委員会報告を行います。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告をいたします。

開催日時、平成24年11月30日金曜日午後2時。開催場所、横瀬町役場301会議室。出席者、委員5名、議長、執行部5名、事務局2名。

審査事件等、1、秩父クリーンセンターを視察、2、所管事務調査、一般廃棄物の処理について、3、その他。

執行部を代表して加藤町長よりごあいさつをいただき、次に本日の会議録署名委員を内藤純夫委員、関根修委員の両名をお願いをいたしました。

審査経過・まとめ。1、時間の都合で初めに秩父クリーンセンターを視察いたしました。内容でございますけれども、①、平成23年度ごみの処理の状況、②、可燃・不燃・資源ごみの市町村別排出量の状況、③、秩父クリーンセンターごみの受入量及び焼却炉稼働状況の推移について、④、秩父クリーンセンター焼却残渣搬出実施について、⑤、秩父クリーンセンターの概要について、⑥、ごみ収集・処理量の状況について、以上を事務局より説明をいただきました。

2、所管事務調査、一般廃棄物の処理について、振興課長より資料に基づき説明を受けました。①、廃

棄物の区分、②、産業廃棄物の種類、③、一般廃棄物処理法の許可の種類、④、廃棄物の処理、⑤、収集場所に出せるごみ、⑥、施設に直接持ち込むごみ、⑦、処理しないごみ、⑧、事業系一般廃棄物について、⑨、負担金の状況について、これは横瀬町の状況でございます。④、可燃・不燃・資源ごみの排出量状況、⑩、し尿処理の状況、⑪、秩父広域市町村圏組合清掃費に係る市町村の負担金、平成20年から平成24年について。以上説明をいただきました。質疑についてはありませんでした。議題について執行部より報告、説明を受けたということでまとめました。

3、その他について。執行部より12月定例会提出案件、所管事項に係る状況報告、説明がありました。本委員会としては、執行部からの報告、説明に対し、これら報告、説明を聞きおくこととまとめました。

最後に、建設課長より下横瀬橋のかけかえ工事についての説明をいただきました。

以上でございます。ありがとうございました。

○若林スミ子議長 産業建設常任委員長の報告を終わります。

次に、秩父広域市町村圏組合議会の報告をお願いいたします。

1番、富田能成議員。

〔1番 富田能成議員登壇〕

○1番 富田能成議員 それでは、秩父広域市町村圏組合議会の報告をさせていただきます。

お手元の資料をごらんください。定例議会につきまして、平成24年11月29日午前10時から14時まで、秩父クリーンセンターで開催されました。出席者は議員15名、管理者、副管理者、理事、事務局、消防本部になっています。議事のほうは、会議録署名議員の指名、それから会期の決定、諸報告、諸報告の内容は、組合議会議員、これは秩父市の逸見議員の辞職、それから継続費精算報告書、例月出納検査及び定例監査の結果報告がありました。その後に議案の提出及び審議に入りました。

1つ目、議案第14号 平成23年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定について。概要は、歳入が47億117万6,003円、歳出43億7,859万2,685円、差引残金3億2,558万3,318円を翌年度繰り越しとしています。補足しますと、前年度の平成22年度と比較しますと、歳入額で6億2,875万7,049円、歳出で6億2,146万7,155円の増額になっていますが、秩父クリーンセンターの建設入札談合損害賠償請求訴訟和解による解決金7億4,400万円に係る歳入歳出を除くと前年度の決算を下回っている数字になっています。

なお、歳入のうち町村負担金は31億8,153万2,000円、これは歳入の67.67%、そのうち横瀬町の負担分は2億7,645万円、これは負担金全体の8.7%となっております。

次に、議案第15号 秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例。概要は、人事院規則の改正に伴う条例の改正です。補足しますと、白血病の有効な治療法である移植療法のドナーとなる場合に取得可能な特別休暇につきまして、骨髄を提供する場合に加えて末梢血幹細胞を提供する場合にも特別休暇を取得できるようにしたものです。

続いて、議案第16号 秩父広域市町村圏組合一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例。概要は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う条例の改正です。補足しますと、平成23年8月30日に公布されました、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第171条で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正が行われまして、市町村が設置します一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格に関する基準が条例で制定されることとなりま

したことから、今回新たに定めるものです。条例に定める技術者の資格は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、施行規則に定められた基準と同一になっているとのことです。

次に、4番、議案第17号 平成24年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2回）です。概要は、歳入歳出それぞれ34億9,739万円、これは5,043万4,000円の増額補正になっています。主なものは、新火葬場建設に伴う下宮地町会への一時金交付5,000万円等となっております。

次に、5番、議案第18号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について。概要は、白岡町の市制施行及び蓮田市白岡町衛生組合の名称変更に伴う規約変更でございます。

以上、審議の結果、議案第14号から第18号の全議案とも可決となりました。

続きまして、以下、追加日程がありました。

議案第19号 秩父広域市町村圏組合監査委員の選任について。新たな監査委員として浅海忠議員、秩父市選出が選任されました。

次に、一般質問、3名からありまして、江田治雄議員、広域組合の広報について、消防南分署建設の進捗状況について。福井議員、小型家電のリサイクルについて、消防バイクの活用について。出浦議員、秩父消防署新分署の台所の使い勝手についての3名から一般質問がございました。

次に、全員協議会ですが、2つありまして、1つが、本会に先立ちまして、平成24年11月29日午前9時半から9時40分まで。秩父クリーンセンターで行われました。議員15名出席、事務局、出席です。協議会の内容は、議会人事について、秩父市選出の逸見英昭議員の辞職報告がありました。

次に、全員協議会②です。平成24年11月29日午後2時30分から午後4時まで、場所は秩父クリーンセンター、出席者は議員15名、管理者、副管理者、理事、事務局です。協議会の内容は、平成24年度新火葬場建設事業基本計画についてです。管理者より、新火葬場基本計画案の提示がありました。こちらは別添資料として添付してございますので、ご参照いただければ幸いです。若干補足しますと、総事業費は18億円から19億円です。内訳は、新火葬場の施設建設工事費、敷地造成及び外構整備費、現斎場の解体工事費、施設備品整備費等を含む。概算工事費が、このうちの15億円から16億円。その他概算経費、例えば建設設計・工事監理費、備品整備費、隣接地購入費、地元町会一時交付金等が合わせて3億円見込まれています。

なお、秩父市で現在進めております市営馬場の移転費用や市道中央79号線改良工事に係る広域組合負担金などは未定でありまして、この見積もりには含まれていないとのことです。

その他予定される設備の概要は、別添のとおりですので、ご参照いただければ幸いです。

スケジュールとしましては、従前報告どおり平成28年度中の運用開始を予定しております。

それと、建設設計者及び火葬炉設備設計者は、プロポーザル方式にて選定予定とのことです。そのため、の委員会を立ち上げて、既に委員会も開催されているという報告を受けました。

最後に、秩父広域市町村圏組合議会先進地行政視察の報告です。平成24年10月25日の木曜日、26日の金曜日を使いまして視察が行われました。主な視察先としまして、東京消防庁災害救急情報センター、こちらは消防救急無線デジタル化の現状等について伺いました。それから、厚木市の斎場、これは斎場の建設経緯、運営方針、体制等について話を伺いました。

報告は以上になります。ありがとうございました。

○若林スミ子議長 以上で諸般の報告を終わります。

この際、報告に対し質疑がありましたら、お受けいたします。

4番、大野伸恵議員。

- 4番 大野伸恵議員 2点教えていただきたいのですが、まず総務文教厚生常任委員会のほうなのですが、3の教育長さんよりの校長会の主な指導伝達事項なのですが、今は中学校のほうも大分落ちついているというお話を聞いておりますが、小学校、中学校、何か特別なことがあったのかどうか、1点お願いします。

それから、広域のほうなのですが、今聞いたところによりますと、プロポーザル方式なのですが、これは広く埼玉県とかではなくて、関東とかではなくて、一般競争入札みたいな形で、全地域に発信して募集するのかが1点と、あと火葬場の計画を見せていただいて、私も詳しくはわかりませんが、通夜などの泊まりで対応する和室というのがあったのですが、宿泊施設となると、また宿泊のための許可とか必要になるのではないかと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

以上、よろしくをお願いします。

- 若林スミ子議長 2番、新井鼓次郎議員。

〔新井鼓次郎総務文教厚生常任委員長登壇〕

- 新井鼓次郎総務文教厚生常任委員長 ただいまの4番議員さんの質問についてお答えいたします。

総務文教厚生常任委員会の中の教育委員会報告の中の校長会での指導伝達事項、この件でございますが、教育委員会より資料がございまして、6点ほど書かれております。その中で、特に力を入れているものということでありますので、朗読させていただきます。

心の教育に必要なものは、感動と感化である。感動は、瞬間的に心に深い影響を与える。感化は、日常生活習慣を通して身がつく無意識的学習である。徳育の基礎基本は3つ書いてありまして、三つ子の魂、大人の率先垂範、これはどういうことかということ、親は子の鑑、子は親の鏡ということ、基本は変えられないということがございます。こういうことで、精神論的なものを最後に加えていただきまして、これからも注意していただくようにということございました。

それから、一般的な指導伝達事項については、近所の人に出会ったときにはあいさつするとか、人の気持ちができる人間になりたいというのが、まだ課題としてあるということがございます。それから、平成25年度当初教職員人事について、これはまだ未定ということですが、考えなければいけないということがございます。あとは、児童生徒、教職員の健康管理についての指導をされておるようでございます。小学校には各教室1台、中学校においては2台の加湿器を既に設置しているとのことでございます。

以上でございます。

- 若林スミ子議長 1番、富田能成議員。

〔1番 富田能成議員登壇〕

- 1番 富田能成議員 それでは、広域の関係をお答えいたします。

まず、プロポーザル方式に関しまして、入札先をどこまで広くということなのですが、基本的には幅広くというふうに理解しています。ただ、詳細につきましては、まさに立ち上げた委員会、これは2つ立ち上がってございまして、建設業者を決めるための委員会と、それから火葬炉業者を決めるための委員会が2つ立ち上がっておりますので、その中で議論されることだと理解しています。

それと、宿泊室をつくることによる許可についてなのですが、今回建設施設等につきましての詳細な説明は、そこまで受けておりませんで、したがって許可が必要かどうかというところまでは報告はいただいております。

以上です。

○若林スミ子議長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 なければ質疑を終結いたします。

以上で日程第3、諸般の報告を終了いたします。



◎一般質問

○若林スミ子議長 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

一般質問に際しましては、質問者・答弁者ともに簡潔・明瞭な発言をお願いいたします。

なお、ここで本日の一般質問の仕方について念のためご説明いたします。本日の一般質問者は、2名の方がおります。最初演壇にて全てに対し質問を行い、再質問より質問席にて一問一答方式で質問を行いますので、あらかじめご承知おきください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

4番、大野伸恵議員。

〔4番 大野伸恵議員登壇〕

○4番 大野伸恵議員 4番、大野でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問いたします。

平成25年度予算作成に向けてお聞きいたします。まず1として、平成25年度の主力となる目玉の事業として、新たな考え方はあるのでしょうか。

2として、平成24年度の施政方針には選択と集中の理念、住民主体、組織の活性化、財政の健全化など強く訴えられていました。その中で住民主体を特に基本とされていたと言われていました。その目標に対しての達成度は今どのように考えているのでしょうか。また、平成25年度にどう生かしていくのか、お聞きいたします。

3として、緊急雇用対策費ですが、私はリーマンショックのときの緊急経済対策で、懸案だった耐震工事などを行ったことは評価しておりますが、4年経過した現在、補助金ありきの計画になっていないだろうかと危惧の感がしております。私は県民でもあり、国民でもあるからです。

お聞きいたします。平成25年度も緊急雇用対策費を予定する予算になるのでしょうか。今までの緊急雇用に対する検証はしているのでしょうか。横瀬町で1年の雇用の後、該当された方々の就職について改善は見られたのでしょうか。役場内の雇用の取り組みについても臨時職員と職員が同じ勤務体制で給料体制だけ違うのは本来の姿と言えるのか、疑問です。適正な職員のあり方を求めてまいりたいのですが、どう捉えているのでしょうか、お聞きいたします。

4として、私の一般質問で提案した件ですが、道の駅の収益約2,000万円や武甲共有山の配当金約300万

円を原資として、観光協会以下各種団体をまとめ、積極的な観光等の運営を目指し、専属職員を雇用できるような組織をと提案いたしました。道の駅の成功もあります。雇用も生まれ、利益が上がれば税収にも反映してくると思いますが、道筋をつけていただけるでしょうか、お聞きいたします。また、美しいまちづくり等についても質問していますが、具体的なものはないとのことでした。マスタープランまでとはいかないまでも、青写真程度の素案検討などは開始してほしいのですが、どうでしょうか、お聞きいたします。

5として、水道課の決算認定のとき思ったのですが、もう削りようのない施設経営をしていると感じました。考えられるのは、電気料の削減だと思いました。浄水場内にCO₂削減のためも含め、太陽光発電システムを設置したらどうなのでしょう。将来にわたって効果が期待できると考えていますが、どうでしょうか、お聞きいたします。

次に、教育行政についてお聞きいたします。9月議会においてお聞きしました事柄ですが、私の言葉足らずで、意味を取り違えて解釈されたようです。前回、大津市の事件に対し、教育委員会として検証がなされたのかお聞きしましたところ、検証とは、何か事件があったことを調べて裁判に使う用語であるとのことのお答えで、横瀬町ではしないとのことでした。言葉がおかしいとのことでしたが、そのために質問通告書を提出していますので、今後は事前に確認していただければ、私もすぐ訂正いたしますので、よろしくお願いいたします。

しかしながら、私も検証という言葉の辞書で意味を調べてみました。現在、また私は非常勤国家公務員として裁判所で月に数回仕事をしております。裁判所職員等に聞きましたところ、別に裁判所のみ用語ではないだろうと私は言われています。改めてお聞きいたします。横瀬町の教育を牽引する立場であり、行政委員としての地位と権限のある教育委員会として、今回の事件に対して、他山の石として関心があると思います。この件について教育委員会として議題に挙げ、審議がされたのでしょうか。また、審議された場合の結論はどうだったのでしょうか、お聞きいたします。

今夏、大津市の事件が大きく取り上げられましたが、その後も同様の事件がいまだ発生しており、つらく感じております。前回一つの人権問題ではないかとお聞きいたしました。また、大津市だけではないようですが、大津市教育委員会のあり方は人権問題との認識がなく、単なるけんかと矮小的に捉えていたのみならず、教育委員会も開かれた民主的な実態ではなかったように報道されていました。

ここでお聞きいたします。私は「いじめ」を人権問題の一つと捉えましたが、教育長はどうでしょうか。そして、横瀬町教育委員会の運営は住民に開かれた民主的な運営となっているのでしょうか、お聞きいたします。

また、町長にお聞きいたします。行政委員は、その人事権が町長の専権事項となっており、長が最適な人事を専権でなせるということが法律で守られています。それほどに政策を実現するための重要な政策パートナーであると考えています。住民自治が声高に叫ばれている今、教育委員会は教育の場の住民の代弁者であり、本当に必要な大切な組織と思っています。総合振興計画第6章にも書かれているように住民参画の推進は必須ですし、町長のことしの施政方針にも住民主体のまちづくりを基本と明言しています。町当局には、委員会のよりよい活動を行政としてバックアップしていただきたいと思っています。しかしながら、横瀬町では、教育委員は日額報酬制のようです。常時教育について研さんされていると思いますの

で、私は月額報酬が妥当と考えますが、町長はどう考えていらっしゃるのでしょうか、お聞きいたします。

次に、町民の方から質問された事項についてお聞きいたします。食改、食生活改善推進委員、愛育班や交通安全母の会などがありますが、「順番で回ってきたのですが、子供がいなくてもやるのですか。会に出てみたら、委員のいない地区もあり、順番でもなさそうでしたが」とのことでした。確かに私も順番と言われて、愛育班等お世話になりました。補助金交付団体でもありますので、役員募集に対する役場としての見解をお聞きしたいと思います。愛育班などは戦後、乳児死亡率が全国ワーストワンだったことを改善させ、厚生労働大臣表彰を受けたこともある輝かしい活動記録があることは承知しておりますし、それぞれの各団体が活躍されています。最近はブコーさん見守りネットワークなども実施されているようですが、お年寄りや子供たちの見守りを活動としている補助交付団体は横瀬町には幾つあり、役場としての各団体への補助金額、望むべき事業は何か、お聞きいたします。また、それらの各種団体からの情報は地域包括支援センターなどに集約されるのでしょうか、お聞きいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○若林スミ子議長 4番、大野伸恵議員の質問1、平成25年度予算編成についてに対する答弁を求めます。副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 大野議員のご質問1、平成25年度予算編成についてのうち、初めに(1)、平成25年度の主力の目玉事業についてお答えいたします。

平成25年度予算につきましては、9月議会で小泉初男議員からいただきました。その答弁におきまして、町道5号線の下横瀬橋の補強及び長寿命化工事など全体計画に基づいて実施している事業についてお答えいたしました。その下横瀬橋ですが、さきの各委員会で説明いたしました。橋台周辺の地盤調査等を実施して詳細に工法を検討した結果、今ある橋を補強しただけでは、現在設定されている橋の設計基準を上回るできないということで、将来的にも危険があるということです。このため橋をかけかえる方向で検討しております。歩道は確保して、小学校等の登校に対しては支障はないようにできますが、車両は通行どめになりますので、今後地元の説明会等を実施していきたいというふうに考えています。

また、ご質問の中に新たな考え方はあるのかということですが、平成25年度予算の編成スケジュールは事業実施計画、どんな事業を実施するのかという、その査定が、これから12月末になります。各課の予算要求資料の提出期限が1月中旬です。まだまだ道半ばの状況です。また、国においても例年は12月、天皇誕生日ごろには予算編成が終了してはいますが、今年は衆議院議員選挙ということで、いろいろな情報を見ると、年明けからばたばたと予算編成、今までの積み重ね等がありますが、大幅におくれるという状況です。このため、地方交付税とか補助金とかの概要が、なかなかはっきりしてないということで、歳入面が不確定という状況です。このような状況ですので、現時点では新しい考え方について発表できるような状況に至っていないということです。予算編成につきましては、これからもさまざまな機会にいただいた町民の方々の意見を取り入れて、また第5次横瀬町総合振興計画に基づいて編成していきたいというふうに考えています。

次に、(4)の一般質問での私の提案実現についてのうち、美しいまちづくりへの素案検討についてお答えします。この美しいまちづくりへの提案は、町で言う第5次横瀬町総合振興計画に掲げる魅力及び絆

プロジェクトの中に入るものというふうに理解しています。魅力プロジェクトを構成するものの一つとして、魅力的な景観形成や景観保全があります。実施事例といたしましては、道の駅周辺やウォーターパークなどの町有施設にもみじ等の植栽や雑木の整理を行っています。住民主体という言葉が、いつもいろいろなところで出てくるのですが、住民主体の魅力的なまちづくりといたしましては、寺坂棚田の保全活動やオープンガーデンよこぜなど全国に誇れる活動があります。

それからまた、ことしからですが、地域の魅力が大幅に高まるというふうに期待されています、その活動につきましては、例えば秩父青年会議所によるまち中の斜面へ今カエデが植栽されています。まだ小さくて目立たないのですが、数年後にはまちが変わるような、そういった印象があると思います。それから、芦ヶ久保では、アスガキボウ委員会が芦ヶ久保の景観を変えようということで、これも全体を見渡して、どのようにしたら芦ヶ久保の景観がアップするかというようなことを考えて、例えば伐採と植栽、あるいは整理とか、そういったことを今実施していただいています。また、地域の方々も県の補助金等を利用して、今、竹の伐採をしています。最近根古屋や何かがよく目立っていると思いますが、地域の方々为中心となって、こうしたら地域がよくなるのではないかというような考えをもとに竹の伐採などを行っています。それからまた、個人でも苧米のほうで、例えばカエデを大量に植栽して、ことし秋を見ますと、そのカエデが地域の中で目立って景観が変わっているというような感じを今受けています。

このような住民主体の活動は、魅力づくりにもつながりますが、地域のきずなを深めるということにも貢献するというふうに考えています。こういうことで、町のそういった施策の中でも美しいまちづくりは推進できてきているというふうに考えています。今後とも横瀬町が美しく、魅力の高い町になりますよう積極的に事業の展開を図るとともに、町の方々が主体となって行う活動を支援していきたいというふうに考えております。

以上です。

○若林スミ子議長 まち経営課長。

〔木崎泰明参事兼まち経営課長登壇〕

○木崎泰明参事兼まち経営課長 私のほうからは、2番目の施政方針による住民主体の行政の達成度はどうですかという質問にお答えをさせていただきたいと思います。

住民主体のまちづくりという言葉で表現されていますけれども、この関係を考えますと、今総合振興計画の中では、これは絆プロジェクトのほうに位置づけられております。そのようなことから、本年度の絆プロジェクトの重点施策、その辺の事業の進捗状況等をお話しして答弁とさせていただければと思います。

まず、絆プロジェクトの重点施策は5事業、本年度挙げてございます。まず、1つ目の事業につきましては、ブコーさん体操の制作事業ということでございます。これは町民の健康の保持増進と体力の向上を図るということから、子供から高齢者までを対象としまして考えられた事業でございます。これはもう既に皆様ご存じのとおり町民体育祭でお披露目をいたしております。しかしながら、お気づきの方もいると思いますけれども、正規の振りつけというのは、かなりアップテンポというようなことで、小さいお子さんですとか、高齢者の方に対しては、ちょっと限界があるのではないかというようなこともございました。そんなことから、現在その体操の簡易バージョンというものも今振りつけを考えてございます。これが完成されましてDVD、またはCD化をして普及に努めていきたいというふうなことでございます。この簡

易バージョンのDVD、CD化につきましては、今回の補正の予算についても見込んでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、2つ目としまして、農業魅力体験事業ということで挙げさせていただきました。これはもう既に4月の初めからブコーさんのうららか農園というようなことで開園をしてございます。12区画に区切りまして、町民の方々に貸しているというようなことで、今現在町民の方々が農業にいそしんでいるというようなことでございます。また、この農園を借りた方の中には町外の方も2名含まれているというようなことでございます。川越市と上尾市の方だと思ひますけれども、この2名の方も応募されまして、農園を貸してくれということで、今現在農業を実践しております。

それから、3つ目としましては、ふれあい遊具の整備事業ということでございます。これは今はやりのコンビネーション遊具というようなことで、椅子だったらば、本来背もたれが真っすぐのものを丸くして後ろにそらすことができるというような健康をある程度考えた遊具というような形のものを小学校、それから保育所、そういったところに取り入れましてやっていく事業でございます。小学校につきましては、設置済みでございます。保育所は発注済みということで、今現在進めております。

それから、4つ目につきましては、交流施設のAEDの設置事業ということで、これは町民グラウンド、それから横中の体育館、旧芦ヶ久保小学校へ備えるということで、現在これも発注済み、これはリースで行うということでございます。

そして最後、5つ目でございますけれども、これは特定健康診査等の実施計画の策定事業というようなことで、これは俗に言うメタボ健診、この関係を計画的にやっていきたいと思いますというようなことで、現在健康づくり課のほうで、これは自前で策定しているということでございます。この計画につきましては、5年の計画、スパンを見ているということでございます。また、このほかにも魅力プロジェクトというようなことで5事業、それから希望プロジェクトで8事業というようなことを施政方針の中では掲げてございますけれども、ほかのプロジェクトにつきましてはの事業も現在着手済み、もしくはもう既に完了したというようなことで、着々と事業が進んでおります。

それからあと、こういった施策につきまして、平成25年度は、どう生かすのですかというご質問でございますけれども、以上申し上げました重点施策の事業につきましては、次年度におきましては、その達成度をまず評価するというところでございます。そして、基本計画の中に位置づけられている施策の目標達成のために、そういったものが生かされるということでございます。また、事業実施による効果をより一層向上させるということで、毎年事業内容も見直しがされております。

以上でございます。

○若林スミ子議長 振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 私のほうからは、要旨明細の3番、緊急雇用対策費は平成25年度も予定するのですかということと、それに対する検証の結果はどうですかということと、要旨明細の4番、観光協会等の運営事業組織は、私の提案は実現になりますかというような内容かと思ひます。これについて答弁をさせていただきます。

初めに、今までの実績について緊急雇用対策でございますが、今までの実績について、平成21年度から

緊急雇用創出基金事業を活用しております。その実績について若干触れさせていただきたいと思っております。平成21年度は、5事業を実施し、395万4,033円を執行しております。平成22年度は12事業を実施、5,129万1,600円を執行しております。平成23年度につきましては、11事業を実施し、6,910万3,898円を執行しております。3年間を合わせまして28事業、1億2,434万9,531円を執行しているところでございます。新規の雇用創出人数についてでございますが、平成21年度は8人、平成22年度は43人、平成23年度は52人、計103名でございます。平成24年度でございますが、11月30日現在になりますが、16事業、採択額は8,742万8,000円、新規の雇用創出人数は44名になっております。

ご質問の平成25年度も緊急雇用対策費を予定するののかということでございますけれども、平成25年度につきましては、今年度の事業を引き続き実施する予定がございます。事業予算額は1,996万円で、雇用人数は8名を予定しているところでございます。また、職員を採用した後のことでございますけれども、緊急雇用で採用した方、その検証結果がということでございますけれども、町で採用終了後の追跡調査はしておりません。緊急雇用で採用した際はハローワークを通じて募集しております。そんな関係でハローワークにも聞いてみましたが、緊急雇用で採用した後の就職状況については、集計をしていないというお話でございました。

なお、現在国のほうで、緊急雇用で平成23年度採用された方のアンケート調査を実施しております。ただし、これは抜き打ちでございますので、横瀬町には1件の方の調査が来ております。

参考としまして、秩父の就職の状況、ハローワーク秩父の求人有効倍率を若干申し上げさせていただきますと、平成19年は1.07人、それから平成20年度は0.74人、平成21年度は0.31人、平成22年度は0.48人、平成23年度は0.52人、平成24年度は10月までですけれども、0.53人と、これはいずれも月平均の求人有効倍率でございますが、平成21年度の0.31人を最低に徐々にではありますけれども、改善の兆しが見えているような気がいたしますが、依然として低い水準で厳しい状況にあるようでございます。

続きまして、次に要旨明細4番、こちらのほうに移らせていただきますが、観光協会等の運営事業組織はということでございますけれども、町の観光協会は、観光、あるいは宣伝、観光客の誘致や経営対策などの事業を行っているところでございます。ご質問の観光協会の自主運営の道筋ということでございますけれども、昨年9月の議会においても質問をいただいております。現在は、検討を進めております。まだその計画立案、はっきりしたものはできておりません。その自主運営については、3年間ぐらいを見まして、自主運営をしていただくような方向で、現在検討を進めているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○若林スミ子議長 上下水道課長。

〔町田 多上下水道課長登壇〕

○町田 多上下水道課長 4番、大野伸恵議員さんの一般質問にお答えさせていただきます。

私のほうからは、要旨明細の5番目といたしまして、姿見山浄水場などへの太陽光発電の導入について答弁させていただきます。

ご存じのように東日本大震災における原発事故以来、原子力発電に関する安全性の確保等が議論を呼び、原発に大きく依存した我が国のエネルギー事情は大きな分岐点を迎えております。その是非については極

めて重要な問題として、さまざまな観点から議論を交わされているというのが今の現状だと思っております。こうした中、クリーンエネルギー、再生可能エネルギーの活用が大きな注目を集めていることは申すまでもありません。中でも太陽光発電システム等に関しましては、資源枯渇の心配がなく、再生可能エネルギーの最もポピュラーなものとして、そのよさが見直されているとともに、私たちの身近でも急速に導入が進んでいる現状にあります。当町においても、その推進を図るために横瀬町住宅用太陽光発電システム設置費助成金制度を創設し、広く町民の皆様に活用いただけるように環境を整えてまいりました。一方、国の補助金等も活用させていただき、横中体育館やスポーツ交流館等の公共施設への整備、推進を図り、現在有効活用させていただいております。

ご指摘いただいているような浄水場等への設置に関しましては、県内においても県営行田浄水場等に設置したメガソーラーシステムを初め他の水道事業体におきましてもCO₂の削減、施設等の有効利用、そして経費節減の観点から太陽光発電システム等の導入は、より一層推進されていく状況ではないかと思っております。

当町におきましても、姿見山浄水場エリアでの空間スペースを利用した太陽光発電システムの導入に関し、大野議員さん同様、監査委員さんからも設置が可能か検証するようにご提言をいただいております。現在設置可能か否か、さまざまな観点から検討を進めている状況であります。議員さんご指摘のように、今後の水道事業における財政状況等も鑑みますと、将来にわたって経費節減の効果が期待できる再生可能エネルギーとしての太陽光発電システムの導入ということは極めて有意義なことであると思っております。今後は、推進に向けて幾つかの課題が出てきておりますので、それらの課題をクリアし、整理するとともに、設置可能な環境を整えば事業推進を図れるように鋭意努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○若林スミ子議長 再質問はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 大変ありがとうございました。副町長さんにいろいろとやっていただいて、町の景観がよくなるのは本当に助かってますし、ありがたいと思っております。でも、私が聞いたのは全体な町計画のほうでして、個々というよりも、今なすべきことというのですか、人口減少に向かって、今かじを切らなければ今後20年先、30年先の横瀬町のあり方についても問題があると思っておりますので、人口減少の町に向けての、かじ切りのための計画というようなものの、本当に簡単な青写真の検討をお願いしたかったのですが、その点を短く1点お願いします。

それから、住民主体のまちづくりなのですが、それぞれやっていただいて、本当に感謝しております。なおかつ、私がお願いしたいのは、住民主体ということは、区の行政が横瀬町はすごく充実しております。ですから、区行政へ力を入れまして、交付金を多くしていただいて、今は全体で二百何万円なのですが、各区にお金を渡して、区でできることは区でやってくださいねみたいなことでお願いしていただければ、住民主体の考え方が本当に浸透していくと思っておりますので、その点、区への交付金を多くしていただけますかということをお願いいたします。

それから、上下水道課長、ありがとうございました。ぜひ推進していただきたい、強く進めていただきたいと思っております。

それから、観光協会のほうなのですけれども、順番は変わりますけれども、検討していただくということで、3年ぐらいということなのですが、それは平成25年度から検討して3年間ということで考えてよろしいのでしょうか。

以上、よろしくをお願いします。

○若林スミ子議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 ご質問の中に人口増加に向けてというふうなお話はなかったのですが、予算については、今検討段階で、まだまだ発表できるようなものはございません。人口増に対応する施策についてもいろいろ検討していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それから、区の交付金をふやせと、そういった交付金をふやすということが、住民主体とつながるかという、なかなか難しいところがあると思います。住民主体というのは、そういった交付金とか、お金とかというものがふえたから、住民主体の活動が活発になるということではないというふうに私自身は理解しています。ということから、また住民の方々が、こんなことをやってみたい、あんなことをやってみたいというような、例えば区でも、あんなことをしたい、こんなことをしたいというような計画とか、盛り上がりとか、そういうものがありましたら、そういうものを支援するという形で、一律に区に対して交付金を増額するような対策は、今のところ計画はしていません。

以上です。

○若林スミ子議長 振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 私のほうから観光協会等の運営の組織ということで、3年間ということをお願いしましたが、まだ計画の段階でございます。平成25年度から早くしたいとは考えておりますけれども、3年間ぐらいで組織の運営を軌道に乗せていただきたいと。ですから、今3年間と申し上げましたのは、現在平成24年度は75万円の補助金を観光協会に出しております。その補助金は、事務局は振興課にありますので、振興課のほうで職員が対応しているところです。実際自主的に運営していただくようになりますと、そういった経費やら、いろいろかかってくると思いますので、その上乗せの経費として3年間ぐらいで自主運営ができるような形の組織を考えております。

○若林スミ子議長 町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 時間がありませんから、端的に申し上げます。

協働のまちづくりの関係なのですけれども、私の協働のまちづくりというのは、住民の皆さんが提案したことに対してソフトに対応していける体制をつくるというのが一番ベストではないかというふうに思っています。今選挙でトップダウン、トップダウンという言葉をよく言う人がいるのですけれども、私は、あの考えは妥当ではないと思います。住民の皆さんが自分たちで考えて、こうしたいのだ、ああしたいのだという提案を出せるような状況、そしてまた、その提案を受け入れられる条件を整えておくことが行政の努めであるというふうに私は考えております。

○若林スミ子議長 再々質問はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 時間がないので、私もあれなのですが、今の町長の答弁とは、私はちょっと違うのです。例えば海でおぼれている人がいるとすると、ここまで来れば助けてあげますよというのではだめなわけです。でも、住民というのは、日常生活をやったり、仕事をしていることだけで必死ですので、むしろどうですかと手を差し伸べることが行政の仕事ではないかと思っています。ここに書いてあるのですけれども、まち育ての精神で支援という文章があるのですけれども、住民に身近な問題は、自分たちで解決する姿勢や行動が求められている。それに対して行政が財政や制度面でバックアップすることにより、政策やまちづくりの精神は高まっていくのではないかと。市民とともにまち育てに取り組んでいきたいと考えているという文章があるのですが、来るのを待っているのではなく、来るように指導したり、教えたり、引っ張ってあげたりするのが行政の一つではないかと私は思っておりますので、その点、これは要望ですので、いいです。

○若林スミ子議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 今読まれた文章は、まさに私が言っていることと同じだというふうに理解いたします。

○若林スミ子議長 以上で質問1を終了します。

次に、質問2、教育行政についてに対する答弁を求めます。

教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 それでは、教育行政の質問について答弁させていただきます。

初めに、教育委員会では、いじめ問題について議題に掲げ、審議しましたか。審議された場合の結論はどうでしたかという質問でございますが、7月の教育委員会において教育長報告の中で議論をしております。大津市のいじめの問題を初め全国的にいじめの問題が起きていることから、説明後の議論の中で、小中学校でのいじめ、不登校対策について説明をしております。今後も引き続き教育委員会、小中学校において未然防止、早期発見、早期対策などのいじめ対策を実施していくことで確認いたしました。

いじめは、人権問題と捉えていますが、教育長はどのように捉えていますかというご質問でございますが、今年度の横瀬町教育行政重点施策である、豊かな心と健やかな体の育成をするために、いじめ、不登校対策の推進や人権を尊重した教育の推進をしております。議員のおっしゃるとおり、いじめは人権問題と捉えております。横瀬町教育委員会は、人権を尊重した教育の推進、一人一人を大切に人権教育により、いじめをしない、いじめをさせない児童生徒の育成を進めております。

教育委員会の運営は、民主的で町民に開かれたものとなっておりますかというご質問でございますが、教育委員会は、それぞれの立場の教育委員さんが地域での会話の中で語られた教育行政についての質問や意見を会議に提案し、発言でき、議論できるような会議が進められています。そして、会議は原則公開でございます。そのようなことから、町民に開かれた教育委員会であると思っております。

最後の教育委員会は日額報酬だが、私は月額がいいと考えますが、町長はどう考えますかというご質問

でございますが、教育委員会の会議は月1回の定例会と臨時会、関東甲信静市町村教育委員会連合会、埼玉県市町村教育委員会連合会、秩父地区教育委員会連合会などの会議、研修会、あるいは学校訪問などがございますが、それへの参加については報酬を支払っております。そのほか、学校行事の入学式、運動会、卒業式、教育委員会関係の町民体育祭、横瀬駅伝、成人式などへの参加については無報酬での参加でございます。教育委員会は、教育長が提案した議案について審議し、採決することが多いわけでございます。そのため出席日数に応じた報酬の支給をする現在の支給方法でよいと考えております。

以上でございます。

○若林スミ子議長 再質問はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 ありがとうございます。9月議会の会議録を読みましたら、9月議会の答弁で、「休憩中に審議した」ということで、答弁いただきました。休憩中に審議というのは、本来の会議ではないと思うのですが、また公開で審議されているというお話でしたけれども、以前教育委員会を見に行きましたら、始まりました。では、休憩になります。休憩ですので、外に出てください。そして、休憩が終わりましたので、入ってください。そこで結論を言われたので、委員会の中の質疑が全然わからなかったという話を聞いたことがあります。ですから、私たちの議会も休憩をしますけれども、そのときに傍聴者は出ていってくださいということはないので、秘密会でなければ休憩中も見てもらおうというのが公開ではないかと思うのですが、その点、休憩中に審議というのが本当の会議なのかどうかということと、傍聴者がいた場合、休憩中になったら外に出ていただくのか。それから、私は本当に民主的な運営がされていると信じております。新聞によりますと、目安として、こういうことが書いてありました。この組織の委員の立場は平等か。十分な討論がされているか。そして、委員の意見が同じぐらいの量があり、その意見はそれぞれ尊重される会議となっているか。そして、事務方のトップである教育長の意見が強くなっているということはないかということが目安として書いてありましたので、この目安をあわせて教えていただきたいと思います。

それから、日額報酬の件なのですが、私は、これを平成24年度の各市町村別当初予算並びに議員及び各種委員の報酬額等調べというので、平成22年4月1日現在の町村議長会で出した書類を見させていただきました。これで報酬、給料というところの38ページなのですが、教育委員というのが、日額報酬という白丸がついているところは横瀬町だけなのですね。委員長が6,700円、教育長さん51万円なのですが、ほかのところは、全部年額、もしくは月額報酬でやられているみたいなのですが、その点を1点、ほかの市町村を調べていただいでどうだったでしょうか、そこを教えてくださいたいと思います。

以上です。

○若林スミ子議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 再質問にお答えをさせていただきます。

教育委員会の会議の中での休憩中の議論というような言い方なのですが、私が9月定例会で申し上げたことは、会議録をとっているわけなのですが、それには載っていませんということで、実際

には休憩中になっておりますので、そういうことで申し上げました。公開の原則ですので、当然休憩中であつたとしても委員会と同じに傍聴者がいた場合には、当然その辺の議論をお聞きできるような形になるかと思ひます。運営の仕方等もあるのですけれども、割かし教育委員会の会議の中で、そういう小さいと言う方は失礼かもしれないですけれども、その中において忌憚のない意見を出していただきたいということがありますので、休憩中にいろいろなことを質問し合つているというのが現状でございます。

2点目の日額報酬につきましてなのですが、私どもも承知をしております。横瀬町におきましては、行財政改革の中で、それぞれのときに議論していただきまして、日額で、この金額でいきたいと思います。ほかの委員会の会議等、あるいは内容をお聞きしますと、やっている内容については同じような内容でございましたので、横瀬町の現在のような状況でいったのではないかと考えております。

以上でございます。

○若林スミ子議長 教育長。

〔高野修行教育長登壇〕

○高野修行教育長 補足をさせていただきます。

休憩中というお話がありました。たまたま2回ほど教育委員会の議会中に訪問された方があります。その中で、今次長が言ったのは、ちょっと食い違ふ部分があるのですけれども、子供のことについて、私の報告の中にあるわけです。そうすると、個人の名前が出てきてやります。そういう意味において、あのときは外へ出ていただきました。そのところをご理解いただきたいと思ひます。例えば今でも子供たちは、よそから来た生徒がいろいろ問題を抱えています。あるいは人によっては、自殺ではないけれども、悩んで、夫婦の別れ、そして子供と親が別れてしまうと。そういう問題で名前を出して本当に突っ込んで話をしますので、そのときは休憩中にやりますから、そういう場合に出ていただく。一般的に休憩をとつたときの、そういう課題がないときには、ぜひいていただきたい、こんなふうに取り組んでおります。

それから、町長さんが答える部分の日額報酬、きょう議会でも検討して、よそのを全部見せてもらいました。金額的には低いような感じがしました。ただし、これは横瀬町が合併するかどうかというときに、これから存続するにはどうしていくかというようなことで、その当時話し合つた金額が日額報酬になっているかなと、こんなふうと思ひます。また、こういうことについては、町のほうでいろいろ考えていただけることもあるのではないかなと期待をしております。

以上です。

○若林スミ子議長 再々質問はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 私は、教育委員会の廃止論も出ていますけれども、本当に働く組織として頑張つていただきたいと思つておりますので、よろしくお願ひします。

それから、行政改革で決められたということなのですが、日額報酬について、行政改革がされてから年数もたつておりますし、教育長さんの月額、また我々議員の給料、報酬も、そのとおりでいいのか。リーマンショック後、いいのかということもありますので、これは教育委員会として、町執行部として、行政改革は議員も一緒にやっていますが、町執行部としては直す意思があるのか、検討しなければならないと

思っているのか、それともこのまま推移していきたいと思っているのか、そのこのところの方向性だけを1点お願いいたします。

○若林スミ子議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。
町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 教育委員会事務局の判断をまちたいと思います。

○若林スミ子議長 以上で質問2を終了いたします。

次に、質問3、お年寄りや子供の見守り活動を行う補助金交付団体についてに対する答弁を求めます。

4番、大野伸恵議員の残り時間は10分となっております。よろしくお願いいたします。

健康づくり課長。

〔大野雅弘健康づくり課長登壇〕

○大野雅弘健康づくり課長 私のほうからは、3番、お年寄りや子供の見守り活動を行う補助金交付団体についてということで、答弁させていただきます。

まず、要旨明細1、補助金交付団体へ町として望む事業目的は、愛育班・交通安全母の会・食生活改善推進委員などでございます。愛育班でございしますが、昭和35年から母や子供の健康と幸福を守るため、奉仕活動を行うとともに、町の保健、衛生行政にご協力をいただいております。また、交通安全母の会は、昭和51年から子供、老人及び女性の交通安全を図り、交通事故をなくして明るい平和な地域社会づくりに寄与しております。食生活改善推進委員協議会は、昭和60年から食生活の改善を図り、町民の方の健康増進に寄与しております。いずれの団体も設立には町が関与していたと思います。現在では任意団体として地域社会づくりに貢献をいただいているところでございます。また、町のいろいろな事業につきましても、ご協力をいただいているところでございます。ご質問の中の団体の役員や委員の人選につきましては、任意団体でございしますので、自主性にお任せしているところでございます。

続いて、お年寄りや子供たちの見守り活動を行う団体への補助でございしますが、ブコーさん見守りネットワークでの協力機関、団体及び協力事業所は全部で24団体でございます。見守りに対しての補助金はございません。愛育班へは、子供たちや母、町民の健康を守ることに對して、交通安全母の会は子供たちや町民の方の交通安全を図ることに對して、食生活改善推進委員協議会は食生活の改善を推進し、町民の健康増進を図ることに對して、これらの活動に對して補助を行っております。

続きまして、要旨明細の2、各団体からの情報はどこに集約されますかでございます。ブコーさん見守りネットワークでの高齢者などの支援の連絡先となりますと、議員さんのおっしゃるとおり、地域包括支援センター、また健康づくり課のほうに集約されることとなります。

以上です。

○若林スミ子議長 再質問はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 ありがとうございます。今任意団体ということで、お話でした。しかし、一般町民としては、これは町が設立に関与したということもありますし、「広報よこぜ」とかに毎月活動報告とかも出ていますので、町の下部組織みたいな意識があります。ですから、任意団体ですよ、だから順番で

はなくて、その情報は情報として正しく伝えていただくように指導していただきたいのですが、せっかくブコーさん見守りネットワークという新しいものをつくるのですけれども、前から私たちは、この団体を認知しているわけです。ですから、この新しくつくるのもいいのですけれども、あるものを十分生かしていただいて、例えば区になかったらば、今度は区でも、そういうものをつくっていただければ助かりますみたいな話をしていただくと、あるものを十分利用していただいて、私たち町民も、その活動を認識している団体ですので、その点を指導していただきたいのですが、よろしくをお願いします。

それから、今お話になった情報の集約なのですが、地域包括支援センター、または横瀬町役場健康づくり課というふうに書いてあるので、これは一般町民の感覚、私の感覚なのですが、地域包括支援センターというと、聞きなれない言葉ですので、とても遠くのほうに感じるのです。でも、実際は、横瀬町役場の職員が担当としてやっているわけなので、地域包括支援センターの周知徹底というのですか、前は、昭和四十五、六年のときは、中村さんという保健婦さんがいて、各地を回っていただいていた、中村さんが保健婦さんというのは、町民の方は全員知っていたと思うのですが、この地域包括支援センターの職員の顔を知っている町民の方は何人いるかということなので、この方の顔を認知すると安心して相談もできると思いますので、そこの2点、ちょっと教えていただければと思います。

以上です。

○若林スミ子議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔大野雅弘健康づくり課長登壇〕

○大野雅弘健康づくり課長 ただいまの再質問について答弁させていただきます。

ブコーさん見守りネットワークでございますが、協力機関として12の団体がございます。社会福祉協議会や区長会、民生委員協議会、先ほどの愛育班、食生活改善などなどございます。これらを組織されている方は、地域の方、町民の方でございますので、町民の方全員に制度の周知方お願いできればと思います。

あと1点、地域包括支援センターの組織の関係でございますが、町の職員が現在正職員2名で対応しております。また、非常勤職員が現在は2名おります。組織のPRということで、職員の顔写真を広報紙に載せたりすれば、町民の方が身近に感じると思います。その辺は今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○若林スミ子議長 ただいまの再々質問で、4番、大野議員の一般質問は時間となりますので、終了させていただきます。ご了承ください。

以上で4番、大野伸恵議員の一般質問を終了いたします。

○若林スミ子議長 次に、1番、富田能成議員。

〔1番 富田能成議員登壇〕

○1番 富田能成議員 それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思っております。

きょうは2つ質問させていただきます。まず、1つ目ですが、業務委託料についてお伺いしたいと思

ます。特に業務委託料の中で人件費と関連づけられる継続的な業務委託料についてお伺いしたいと思います。さきの9月の定例会で報告をいただきました、監査委員による平成23年度決算審査意見書、この中の審査意見の2、一般会計、(3)、財務分析等のウ、人件費率というところに次のような記述がありますので、申し上げます。「義務的経費として性格が強い人件費増大は、財政硬直化の要因となるので、注目指標の一つである。経常一般財源収入がどの程度人件費に使用されているかを示す人件費充当一般財源比率では、今年度、これは平成23年度ですが、は26.6%で、前年度（本町26.5、県内町村平均25.7）並みであり、水準を維持してきている。一方、外部の人的資源を活用する委託料に着目すると、本年度決算では2億8,970万4,000円となっており、2年連続で9%ずつ増加している。近年、電子化関連も増加しているので、継続的業務委託料については、人件費と関連づけながら分析する必要があると思料する」と記述があります。

私の問題意識も監査委員が指摘された問題と同じです。横瀬町は小さい町です。一般的には運営規模が小さくなればなるほど人件費の負担、人件費比率は大きくなるものです。小さい町にとって人件費は財政硬直化の主たる要因になり得るので、人件費の負担がどのくらい大きくなっているかは、横瀬町が持続可能な町であり続けるためには、しっかりと把握されていなければならないと思っています。ゆえに実質的には人件費とも考えられる業務委託料が、どれほどあるのかを把握していなければいけないという問題意識から質問に及ぶものです。

質問します。業務委託料のうち継続的な業務委託料の内容、金額等をお教えてください。

次に、2つ目の質問です。2つ目は、鳥獣被害の中でも熊への対応です。さきの10月30日は根古屋で、11月3日から4日にかけては宇根で熊が目撃されました。横瀬町では、猿などの鳥獣被害が近時大きな問題となっていますが、とりわけ熊の場合は、より危険性が高いため、住民の安全を守るためには、迅速かつ適切な対応が必要だと思っています。今回のケースでも最初の目撃情報以降、情報が不足ぎみでしたので、住民の皆さんから心配する声が複数聞こえてきました。特に小学生の通学路を心配する声が多かったように思います。もう既に12月に入りましたので、熊は冬眠の時期かもしれませんが、今後のこともありますので、質問をさせていただきたいと思います。

熊に対するこれまで、それから今後の対処の方針、内容をお教えてください。これは振興課と教育委員会、それぞれの立場でお答えいただければ幸いです。

以上、2点質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○若林スミ子議長 1番、富田能成議員の質問1、業務委託料についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔木崎泰明参事兼まち経営課長登壇〕

○木崎泰明参事兼まち経営課長 それでは、1番議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

現在まち経営課のほうとしましては、業務委託料全体をまとめたというのは、今現在調整してございません。しかしながら、この前監査をしていただきました。その中で監査委員会事務局のほうから、そういった資料を上げなさいというようなことで、監査委員会事務局のほうでまとめたものがございますので、その資料を使わせていただいて、お答えをしたいと思います。

なお、この資料につきましては、各担当課所より上がったデータというのが、継続的業務の考え方とい

うのが、統一はされていないということで、データの精度がちょっと低いと監査委員会事務局のほうからご意見をいただきましたので、その辺はご了承願いたいと思います。その資料に基づいて申し上げますが、今年度の継続的経費の総額でございますけれども、5,651万円でございます。その内訳は、業務別で分かれておりますので、その業務別で申し上げたいと思います。

まず最初に、清掃業務、これが11件ございまして537万円、それから警備業務、これも11件ございまして159万円、それから消防設備の保守点検というのがありますけれども、これが10件ありまして149万円、それから自家用電気工作物保安業務というのがございます。これが7件ございまして186万円、それからエレベーターの保守点検業務、これが3件ございまして96万円、そして空調等の設備点検の業務が6件ございまして413万円、それから浄化槽維持管理の業務が7件ございまして131万円、それからもろもろの施設管理の業務というのがございますが、これが9件あります。総額で959万円、その他機械器具等の点検業務として12件ほどございます。422万円でございます。それから、医療業務として4件、179万円、そしてその他の業務ということで9件、これが2,420万円、これを全部足しますと、先ほど申し上げました5,651万円という形になるかと思えます。このような業務につきましても、横瀬町の条例がございますけれども、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例というのがあります。この条例に基づきまして各担当課において契約を締結しているというのが現状でございます。

以上でございます。

○若林スミ子議長 再質問はございますか。

1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 ありがとうございます。それでは、1つ質問なのですが、今内訳を説明いただいた中で、その他9件2,420万円、金額が大きいものですから、わかる範囲で、その他の内容をお教えください。

○若林スミ子議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔木崎泰明参事兼まち経営課長登壇〕

○木崎泰明参事兼まち経営課長 再質問にお答えをさせていただきます。

大きいものから申し上げたいと思いますが、一番大きいので、今現在横小の児童、スクールバスの運行業務というのがございます。これが約950万円です。それからあとは緊急雇用、これも継続的業務になるかわかりませんが、そういった形で入っております。これはシルバー人材センターに委託して不法投棄防止ですとか、鳥獣害被害の防止業務、そういった内容でやっていただいたものでございますけれども、これが420万円、それからあと保育所の給食のほうを業務委託してございますけれども、保育所の給食が約510万円、それからあとは河川の水質ですとか、降下ばいじんの測定業務委託ということで、約150万円でございます。あとは、100万円以下の金額でございます。最低は7万7,000円というような金額、これはネズミ、害虫駆除の依頼をしたというような内容でございます。

以上でございます。

○若林スミ子議長 再々質問はございますか。

1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 ありがとうございます。ご報告いただきまして、冒頭おっしゃっていただいた、まだ精度は低いという前提、それから統一をされていないということでしたので、質問はここまでにさせていただきます。ただ、人件費と関連するというので、把握と分析にしっかり努めていただきたいと思います。

以上です。

○若林スミ子議長 ただいま1番、富田能成議員の町政に対する一般質問中でございますが、ここで本休憩といたしたいと思います。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○若林スミ子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま1番、富田能成議員の町政に対する一般質問中でございます。

質問1を終了いたしましたので、次に質問2、熊対策についてに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 それでは、一般質問の2、熊対策についてということで、熊に対する対処の方針、内容につき教えてくださいということでございます。お答えをさせていただきます。

まず、熊といいましても、こちらに出てくる熊はツキノワグマでございます。こちらの習性につきまして、まずお話をさせていただきたいと思います。まず、食性でございますが、ツキノワグマは食肉目に分類されています。その食性は雑食性で、植物から動物質まで、さまざまなものを食べているようでございます。季節によって、春は草や木の芽、それから夏は昆虫類、秋は木の実を多く食べているようでございます。また、鹿などの死骸も食べるというようなことも言われております。体格ですが、大人になりますと、全長1メートル10センチから1メートル30センチ、体重は40キロから130キロ程度になるというようなことでございます。本州で生息する哺乳類の中では最大と言われていたところでございます。また、長い爪を持っておりまして、木登りが得意で、しばしば木の上で餌を食べているようなこともあるというところでございます。

そして、行動でございますが、夜行性で、昼間は樹洞や岩穴、木の根元の穴などで休むようでございます。果実がある時期には昼間でも行動するようでございます。1頭当たりの行動圏は広く、70平方キロメートルぐらいだそうでございます。行動範囲は、ほぼ一定だということでございますけれども、縄張りのようなものは、そういった排他的なものではなく、個体同士の行動圏には重なりが見られるというようなところでございます。

それから、冬眠の関係ですが、主に冬ごもりと言っておりますけれども、12月から4月ごろまで樹洞や岩穴、木の根元の穴などで冬眠をするということでございますが、他の哺乳類に比べますと、冬眠中の体

温の下がりぐあいが多く、外からの刺激でも起きやすいということがあり、このため熊の冬眠は冬ごもりとも言われているところでございます。

実際に町内の状況でございますが、平成23年度につきましては6件の目撃情報がございました。これらにつきましては防災無線等の放送をしております。それから、看板を15カ所設置してございます。それから、今年度に入りまして、8月に2件、9月に1件、目撃情報があり、防災無線で流したところでございます。それから、新聞等で問題になった件でございますけれども、10月29日に根古屋地内において住民の方が、犬が騒いでいるのに気がついたそうですけれども、翌30日、これは午後1時15分ごろなのですが、その方から役場へ犬がいないという連絡が来まして、たまたまうちの職員と猟友会長さん、芦ヶ久保のほうで猿の捕獲があったということで、そちらのほうへ行っておりましたので、現場のほうには2時40分ごろ到着したそうですが、その家の方のおばあさんと3人で犬のいなくなった方角を探しましたところ、その方角から熊が顔を出してきたというような状況でございます。そんな関係もございまして、その日には防災無線を3時半、それから定時の放送ということで流させていただきました。それから、翌日には武甲猟友会の方に頼みまして、わなの設置をしたところでございます。

その後、11月2日には根古屋地区の方から連絡がございまして、裏山のほうで物音がするというようなことでございました。これが11時40分ごろ連絡があったわけなのですが、午後には現地のほうに行きまして、その付近にもわなを設置させていただいたところでございます。

それから、11月4日になりまして、夜中でございますけれども、宇根地区におきまして、民家の前で米ぬかを食べている熊、これは親子連れだったのでございますけれども、これがそこのお宅の方からも目撃をされているところでございます。これは宇根地区の中津沢住宅でございます。

それから、もう一件、その未明らしいのですが、犬が騒いでいるのを、その家の住民の方から連絡がありました。これは清水入沢のほうのお宅でございます。それから、そのお宅から朝、猟友会から連絡がありまして、犬が被害に遭っているというような状況でございました。その後、私どももその現場に駆けつけたりしました。それから、秩父警察署にも連絡をとりまして、来ていただいております。11月4日、その日ですけれども、防災行政無線も流させていただきました。それから、夕方には、私どももその周辺を巡回しております。

それから、夜になりまして9時10分ごろですが、住民から熊が道路を横切ったという連絡がありましたので、私どもと、夜間なものですから、猟友会に連絡してもと思ひまして、秩父警察の方に連絡をとりまして、パトカー2台来ていただきまして、それとうちのほうの車で巡回をしております。

それから、翌5日の日でございますけれども、熊1頭捕獲したという連絡が朝入りまして、その熊につきまして、捕殺をしたというような連絡が入っております。それから、私どもその日の5日から10日、それから13日から16日、19日から21日とずっと巡回をしております。

それから、11月22日になりまして、こちらは武甲猟友会員の方と、それから7区の住民の方、それとうちの振興課の職員、合わせまして10名ですけれども、清水入沢の1グループ、それから中津沢から1グループ、鉾山道路から1グループ、3班に別れまして、3方向から……

〔何事か言う人あり〕

○村越和昭振興課長 わかりました。ということで、追い払いをしております。

対策としまして、わなの設置を現在は7カ所してございます。これは宇根地区の清水入沢、中津沢、鉾山道路沿いは2カ所ですけれども、それから木の間地区、5基、それから根古屋地区に2基、鉾山道路沿いとそれから桜ヶ丘団地に入る手前のところすけれども、そこに設置をさせていただいております。それから、山に入る方がおりますので、横瀬駅と芦ヶ久保駅へ、登山者の方にも注意喚起、看板等を設置させていただいているところでございます。熊につきましては、いつ出没するかわからない状況でございます。町民の方に注意をしていただくとともに、目撃した場合には振興課のほうへ連絡をいただければありがたいかなというところでございます。住民の方には防災無線や、あるいは武甲猟友会員の方、または秩父警察署とも連携しながら対応していきたいと考えております。また、同時に子供たちのこともございます。通学路等もありますので、教育委員会へもすぐ連絡をとっているところでございます。

以上でございます。

○若林スミ子議長 教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 教育委員会における通学路の安全対策について答弁させていただきます。

振興課から熊の目撃情報が入りますと、通常小中学校に連絡し、場所などの状況を説明し、登下校時に注意するようにお願いしております。今回の根古屋地区での熊に犬が襲われたという情報については、当日小中学校へ連絡し、武甲山麓の桜ヶ丘分譲地から通学している児童生徒がいることから、子供たちの安全確保のために学校から保護者に連絡をし、熊に対して安全が確認されるまで子供たちの送迎を保護者をお願いしました。当日は、各家庭に迎えに来ていただきました。翌日から保護者が輪番制で1区の子供広場付近まで送迎をしておりましたが、現在は熊が捕獲されたことから、平常の通学をしているところでございます。事件の翌日には、指導主事、小中学校の教職員が根古屋の現地に行きまして、情報の確認しております。その後、学校応援団安全安心ボランティアの方に登下校の見守りをお願いしたり、熊よけの鈴を新たに購入しまして、学校へ渡してございます。

また、宇根地区横瀬駅南側の山際の物置やコンポストが熊に荒らされる事件がありまして、その付近に通学路がありますので、子供たちの登下校が心配されるという通報がありました。この件につきましては、学校に連絡するとともに、学校応援団の安全安心ボランティアの方へお願いいたしました。小学校の措置といたしまして、保護者への見守りをお願いするとともに、山際の通学路を通らないようにしたそうで、少し迂回して通学しているとのこと。今後も熊、猿、スズメバチなどに児童生徒が登下校時に脅かされる機会が考えられると思いますので、教育委員会の対応や学校の指示はもとより、保護者による見守りや安全安心ボランティアの方の見守りをお願いするものでございます。

以上でございます。

○若林スミ子議長 再質問はございますか。

1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 答弁ありがとうございました。現場の皆さんのご努力には敬意を表したいと思います。ありがとうございます。

質問は以上で終わらせていただきますが、一言だけ添えさせていただきますと、これはリスク管理とか、危機管理の話だと思っています。リスク管理とか危機管理というのは2種類ありまして、1つは予想でき

るリスク、あるいは体制が整っているリスク管理というのと、あるいは予想できなかったことに対するリスク管理というのは全然違うと思います。ことしの熊の問題に関しては、今までの熊の状況とは全然違う状況になったというふうに理解しています。原発処理のときにレベル幾つという話がありましたけれども、今回レベルでいくと、危機管理のレベルを上げなければいけないタイミングだったというふうに理解しています。

ですから、前回放射能のときにも申し上げたのですけれども、世の中の出来事は役場の組織に合わせて起こるわけではなくて、放射能もそうだったですし、瓦れきの受け入れもそうでしたし、今回の熊もそのようなのですが、全庁的な危機管理というものが求められるのだと思っています。ですので、こういう新しいリスクとか、予見できなかったことに対して迅速に対応する、組織的に対応していくということは町の運営上、非常に重要なことだと思っていますので、ぜひそのところをよろしくお願ひしたいと思っています。

以上です。

○若林スミ子議長 以上で1番、富田能成議員の一般質問を終了いたします。

これにて日程第4、町政に対する一般質問を終了いたします。



◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林スミ子議長 日程第5、発議第5号 横瀬町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。提出者の説明を求めます。

3番、内藤純夫議員。

〔3番 内藤純夫議員登壇〕

○3番 内藤純夫議員 それでは、提案理由を述べます。

横瀬町議会会議規則の一部を改正する規則につきまして、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、改正による条項のずれを整備するとともに、本会議において公聴会の開催及び参考人の招致が行えるようになったことから、手続規定を整備する必要性が生じたため、この案を提出するものであります。

以上であります。

○若林スミ子議長 提出者の説明を終わります。

続きまして、賛成者の発言を求めます。

11番、若林新一郎議員。

〔11番 若林新一郎議員登壇〕

○11番 若林新一郎議員 ただいま議長よりお許しをいただきましたので、上程いただきました発議第5号横瀬町議会会議規則の一部を改正する規則について賛成者の立場として発言いたします。

この議案は、上位法である地方自治法において、従来は規定されていなかった本会議における公聴会の開催及び参考人の招致が、このたびの改正により、これが行えるようになったことから、横瀬町議会会議規則も改正を余儀なくされたための改正であります。したがって、改正しなければならない事項と考えます。よって、本案に賛成です。

以上です。

○若林スミ子議長 賛成者の発言を終了いたします。

質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第5、発議第5号 横瀬町議会会議規則の一部を改正する規則については、これを原案のとおり決するに賛成する方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、発議第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林スミ子議長 日程第6、発議第6号 横瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

3番、内藤純夫議員。

〔3番 内藤純夫議員登壇〕

○3番 内藤純夫議員 横瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例の提案理由を述べます。

地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、委員会に関する規定が簡素化され、条例への委任事項が、従来の委員会に関し必要な事項から委員の選任その他委員会に関し必要な事項に拡大された。改正法では、委員の在任期間に関する規定などが法から削られたため、これらの事項を条例で整理する必要が生じたため、この案を提出するものであります。

以上であります。

○若林スミ子議長 提出者の説明を終わります。

続きまして、賛成者の発言を求めます。

11番、若林新一郎議員。

〔11番 若林新一郎議員登壇〕

○11番 若林新一郎議員 ただいま議長よりお許しをいただきましたので、上程いたされました発議第6号 横瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例に対し、賛成者の立場として発言いたします。

本発議第6号も、先ほどの発議と同様、上位法である地方自治法のこのたびの改正に伴い、議会の初め

に議会において選任する常任委員会の規定等について、これを条例に委任する改正が行われたことにより、改正後の地方自治法に即した委員会等に関する条例を施行日までにつくる必要が生じたために行う条例改正でございます。よって、本案に賛成です。

以上です。

○若林スミ子議長 賛成者の発言を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第6、発議第6号 横瀬町議会委員会条例の一部を改正する条例については、これを原案のとおり決するに賛成する方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、発議第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○若林スミ子議長 日程第7、請願第2号 「国は医学部新設を認めてください」の意見書を国に提出を求める請願についてを議題といたします。

総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

2番、新井鼓次郎議員。

〔新井鼓次郎総務文教厚生委員長登壇〕

○新井鼓次郎総務文教厚生委員長 ただいま議長より指名がございましたので、上程されました請願第2号 「国は医学部新設を認めてください」の意見書を国に提出を求める請願について総務文教厚生常任委員会における審査の概要をご報告いたします。

本件は、平成24年9月定例会で本委員会に付託となり、閉会中の継続審議となった案件であり、平成24年11月30日に委員会を開催し、審査しました。

審議では、参考上必要あるものについては執行部の意見を聞くことについて了承を得ました。初めに、この請願の紹介者である関根修議員を参考人として意見を伺いました。地域医療体制の充実のため、医学部を新設して地域に根差した医師を養成するなど、医師、看護師の絶対数を確保するべく即効性のある施策が必要であること、埼玉県では医師不足が深刻化しており、県内の人口10万人当たりの医師数は、約でございますが、140人と全国最少であり、第一線での医師の勤務環境は過酷をきわめているとのことでし

た。

この意見に対し質疑があり、その後各委員より討論を行いました。各委員の意見は、おおむね次のとおりであります。地域医療の現状から考えて必要である。一刻も早く手を打ち、住民が安心して暮らせる体制をとってほしい。ぜひ進めてほしいなどございます。

審査結果でございますが、以上の討論までの内容を踏まえ、採決をいたしました。採決の方法は挙手採決とし、結果、挙手総員により請願第2号は採択と決定いたしました。

ここで、お手元の資料の一番最後、挙手総員によりのところの「り」が抜けておりますので、訂正をお願いいたします。

以上、報告を終わります。

○若林スミ子議長 総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これより質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 討論なしと認めます。

採決を行いたいと思います。この採決は起立によって行います。

日程第7、請願第2号 「国は医学部新設を認めてください」の意見書を国に提出を求める請願については、これを採択することに賛成する方は起立を願います。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、請願第2号は採択することに決定いたしました。



◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林スミ子議長 日程第8、議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度横瀬町一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程をされました日程第8、議案第41号 専決処分の承認を求めることについては、去る11月16日、衆議院解散に伴い、12月16日に執行される総選挙に係る経費を緊急に補正する必要が生じたため、11月16日付で平成24年度横瀬町一般会計補正予算（第3号）として専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

この補正は、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ696万2,000円を追加し、本年度歳入歳出予算総額を

それぞれ33億9,792万円とするものであります。

補正内容の概要であります。歳出では衆議院議員選挙費に係る経費を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、この選挙費用の財源として委託金が交付されることから、所要の補正を行いました。

細部につきましては、担当課長に補足説明いたさせますので、ご審議をいただき、ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長から補足説明をいたさせます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時27分

再開 午後 1時31分

○若林スミ子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第8、議案第41号 専決処分承認を求めることについて（平成24年度横瀬町一般会計補正予算（第3号））を原案のとおり決するに賛成する方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、議案第41号は承認することに決定いたしました。



◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林スミ子議長 日程第9、議案第42号 横瀬町暴力団排除条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第9、議案第42号 横瀬町暴力団排除条例についてであります。埼玉県暴力団排除条例が平成23年8月1日に施行され、県と町が連携して暴力団排除を徹底するため、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当から説明いたさせますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より補足説明をいたさせます。

総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 それでは、議案第42号につきまして、私のほうから補足説明をさせていただきます。

既にお手元のほうに資料として議案第42号資料ということで、横瀬町暴力団排除条例概要ということで、お手元のほうに配らせていただいております。これに基づきまして説明をさせていただきたいと思っております。

この条例は、横瀬町内から暴力団を排除するための活動を町、町民及び事業者が連携して行うために必要事項を定め、安心安全なまちづくりを形成するために制定するものでございます。

まず、第1条、目的でございます。暴力団排除活動の推進に関して基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動をするために必要な事項を定め、町民生活の安全と平穏を確保し、社会活動の健全な発展に寄与することを目的として規定をしております。

第2条、定義でございますけれども、第1号で暴力団、第2号で暴力団員を定義しております。

第3条、基本理念でございます。第1項で暴力団が町民生活及び社会経済活動に不当な影響を及ぼす存在であることを社会全体で認識し、暴力団を恐れず、暴力団に資金を提供しない、暴力団を利用しない、このようなことを基本に町、町民、事業者で協力して暴力団排除活動を推進することを規定しております。また、第2項で、何人も暴力団員、暴力団関係者と不適切な関係を有しないことを規定しております。

第4条、町の責務、第5条、町民等の責務でございます。第3条の基本理念にのっとり第4条で町の責務、第5条第1項で町民の責務、第2項で事業者の責務、第3項で町民等の責務をそれぞれ規定しております。

第6条、町の事業における措置でございます。町は、公共工事の実施について暴力団を利用することがないように必要な措置を講ずることを規定しております。

第7条、町民等に対する支援、第8条、啓発活動及び広報活動でございます。第7条で、町が町民等に対して情報の提供、その他の必要な支援を行うこと、第8条で、町は町民等が暴力団排除活動の重要性について理解を深めることができるように集会、啓発活動、広報活動を行うことを規定しております。

裏面をお開きいただきたいと思います。第9条、県への協力、第10条、国及び他の地方公共団体との連携ということでございます。第9条第1項で、町が県への協力、第2項で町が県への情報提供、第10条で国等との連携を規定しております。

第11条でございます。青少年に対する教育のための措置でございます。町は、青少年が暴力団排除活動の重要性を認識し、暴力団に加入せず、暴力団による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要

に応じて行えるよう適切な措置を講ずることを規定してございます。

第12条につきましては、委任規定でございます。

附則で、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

以上でございます。

○若林スミ子議長 補足説明を終わります。

続きまして質疑に移ります。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 1点お聞きしたいと思います。

提案理由のところ、埼玉県の方では平成23年8月1日に施行されているのですが、横瀬町のほうは平成24年12月に提出されたということで、この間どのように整理してきたのか、1点教えていただきたいと思います。

以上です。

○若林スミ子議長 総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 この条例の制定、本日提案させていただきましたけれども、この経緯につきましては、秩父警察のほうから県と各市町村が連携して、埼玉県警のほうにおいては暴力団を排除していきたいのだと。そのような趣旨で秩父警察のほうから、ぜひなるべく早い時期に、この条例の制定をお願いしたいということで依頼をされておりました。そのようなことで、この近辺につきましては小鹿野警察が、この整備を早くしてございます。うちのほうとしても、なるべく早く制定したいということで、本日、若干おくれたのですが、このような形で提案をさせていただいております。その間というようなことで質問されておりますけれども、この条例が制定された段階で、県と連携して暴力団の排除活動を推進していきたいと考えております。

○若林スミ子議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第9、議案第42号 横瀬町暴力団排除条例は、これを原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、議案第42号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林スミ子議長 日程第10、議案第43号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第10、議案第43号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてありますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、関係条例を整備したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当から説明いたさせますので、ご審議のほどよろしく願います。

○若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より補足説明をいたさせます。

総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 それでは、議案第43号の補足説明をさせていただきます。

新たな地方分権の具体化を図るための第一歩として、平成23年5月2日に公布された地域主権改革関連3法に続き、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律（平成23年法律第105号）になりますが、この法律が平成23年8月30日に公布をされております。

これらの法律により、地域の自主性と自立性を高めるための地域主権改革が本格的に始動いたしました。この改革は、地域のことは、その地域の中でみずから決定すべきという趣旨から、事務を執行する権限の一部を基礎自治体であります市町村に移譲するほか、法令における義務づけや枠づけを縮小し、地方自治体の条例制定権を拡大することにより、地域の自主性と自立性を高めていこうというものでございます。

法律という全国一律の制度ではなくて、条例という、その地域に最適な政策によって地域の課題を解決していくという枠組みづくりを趣旨としております。地域主権改革の推進を図るために整備する対象となる法律は、最終的には500件を超えることが予測されております。当然これに関連する政令や省令の制定、廃止も膨大な量になります。地方自治体においては、地域主権改革に的確に、かつ迅速に対応しなければなりません。そのため当町では、各課において、その対応を今行っております。必要となる条例の制定、条例の一部改正の作業を行っており、12月議会定例会と平成25年3月議会定例会に上程をさせていただきたいと考えております。今回準備ができたものについて本会議に上程をさせていただきました。

上程させていただきました条例は、3つの条例の一部改正をお願いするものでございます。それぞれの条例を改正する内容については、それぞれ各担当課長のほうから説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表をお手元に配付させていただきましたので、後ほど参考にござんいただきたいと思っております。

以上です。

○若林スミ子議長 まち経営課長。

〔木崎泰明参事兼まち経営課長登壇〕

○木崎泰明参事兼まち経営課長 私のほうからは、議案第43号の第1条の部分が該当する部分でございます。横瀬町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正ということでございます。

この条例は、今まで普通財産の交換のみ国とできる内容でございました。今回この法律の施行に伴いまして、普通財産と物品について、譲渡又は減額、譲与又は減額譲渡、そして無償貸付又は減額貸付についても国とできるとするものでございます。

説明資料といたしましては、議案第43号の資料ということで、お手元に配付してございますので、それを見ていただければと思いますが、まず第3条第1号及び第2号並びに第4条第1号中、「公共団体等」を「国又は公共団体等」に、そして第6条第1号及び第7条中、「公共団体等」を「国若しくは公共団体等」に改めるものでございます。

なお、施行期日につきましては、公布の日から施行するというところでございます。

以上でございます。

○若林スミ子議長 振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 続きまして、横瀬町町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正でございます。

第2条ということで、一部を改正するというところでございます。土地改良事業の第1条の改正でございますが、こちらにつきましては土地改良法の改正によりまして、同法の第96条の4については、第2項として新たに項が追加されました。このため同条の引用箇所につきましては、第96条の4第1項に改めるものでございます。

第2条第3項では、同じく土地改良法の第113条の2の改正により、市町村が行う土地改良事業に係る工事完了公告は、みずから行うこととされました。このため土地改良事業に国、都道府県及び市町村以外の土地改良事業が含まれない場合には、法第113条の2第3項を引用することとなったため、改正をお願いするものでございます。

第5条の関係でございますが、同じく土地改良法の改正によりまして、同法第96条の4につきまして、第2項として新たに項が追加されました。このため同条の引用箇所につきましては、第96条の4第1項に改めさせてもらうものでございます。

○若林スミ子議長 上下水道課長。

〔町田 多上下水道課長登壇〕

○町田 多上下水道課長 続きまして、私のほうからは、第3条、横瀬町下水道条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

この条例の一部改正は、先ほど総務課長もおっしゃいましたけれども、第2次の地方主権一括法による下水道法第7条の改正により、公共下水道の構造は公共下水道の技術上の基準のうち政令で定めるもののほか、政令で定める基準を参酌し、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるものに提供するものでなければならないということでありまして、さらに同法第21条の改正により、終末処理場の維持管

理の基準を政令で定める基準を参酌し、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めることに伴い、横瀬町下水道条例の一部を改正するものでございます。

お配りいたしました資料の新旧対照表をごらんいただければおわかりになると思います。それを説明させていただきたいと思いますが、目次中第2章、公共下水道の設置の次に第2章の2、公共下水道の構造の技術上の基準を新たに加え、第5章、公共下水道の使用の次に第5章の2、終末処理場の維持管理を新たに加えたものであります。

本文中第2章の2において、公共下水道の構造の技術上の基準を定めており、第3条の2で公共下水道の構造の技術上の基準を、第3条の3で排水施設及び処理施設に供給する構造の基準を、第3条の4で排水施設の構造の基準を、第3条の5で処理施設の構造の基準を、第3条の6において適用除外を規定しております。また、第5章の2において終末処理場の維持管理について定めております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上でございます。

○若林スミ子議長 補足説明を終わります。

続きまして質疑に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第10、議案第43号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、これを原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、議案第43号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林スミ子議長 日程第11、議案第44号 横瀬町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第11、議案第44号 横瀬町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者

に関する条例についてであります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、関係条例を整備したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当から説明いたさせますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より補足説明をいたさせます。

上下水道課長。

〔町田 多上下水道課長登壇〕

○町田 多上下水道課長 ただいま上程になりました議案第44号 横瀬町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例について補足説明をさせていただきます。

お配りいたしました資料をごらんいただきたいと思います。今回の条例の制定に関しましても、いわゆる第2次地域主権一括法の施行に伴い、水道法第12条及び第19条の改正により、地方公共団体がみずからの水道事業について政令の基準を参酌し、布設工事監督者の配置及び資格基準並びに水道技術者の資格基準を条例で規定することが必要となり、制定するものでございます。

この資料をごらんいただいて、説明させていただきたいと思うのですが、まず条例化すべき基準ということで、この四角の枠の中に入れてあります。3つほどございます。まず、①といたしまして、布設工事監督者の配置に関する基準ということでございます。そして、②といたしまして、布設工事監督者の資格に関する基準、3つ目が水道技術管理者の資格に関する基準、この3つでございます。

まず、布設工事監督者の配置に関する基準というのは、水道法第12条第1項で地方公共団体の条例に定めることを明記してございます。現行は、水道法第3条第8号で定める布設工事を対象にしておりまして、条例で布設工事監督者を配置する布設工事の範囲を町条例の第2条で規定しております。

続きまして、布設工事監督者の資格に関する基準でございますが、これは水道法第12条の2項で、地方公共団体の条例に定めることを明記しております。現行では、水道法施行令第4条、資格基準を明記しております。政令を参酌して布設工事監督者の資格基準を町の条例の第3条で規定しております。

続きまして、3番目といたしまして、水道技術管理者の資格に関する基準でございますが、これは水道法第19条第3項で地方公共団体の条例に定めることを明記しております。現行は、水道法施行令第6条に資格基準を明記してございます。政令を参酌しまして、水道技術管理者の資格については、町条例の第4条で規定しております。その枠の下に第1条から第4条までのが書いてあります。

第1条の趣旨といたしましては、これは布設工事監督者の配置及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定めることを規定したものでございます。

第2条といたしまして、布設工事監督者を配置する工事ということで、布設工事監督者が監督業務を行うべき水道の布設工事を規定しております。

第3条といたしまして、布設工事監督者の資格ということで、布設工事監督者が有すべき資格要件を規定しております。

第4条といたしまして、水道技術管理者の資格ということで、水道技術管理者が有すべき資格要件を規定しております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

以上でございます。

○若林スミ子議長 補足説明を終わります。

続きまして質疑に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第11、議案第44号 横瀬町水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例は、これを原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、議案第44号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は2時10分といたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時10分

○若林スミ子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林スミ子議長 日程第12、議案第45号 横瀬町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第12、議案第45号 横瀬町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。平成24年9月5日に公布された地方自治法の一部を改正する法律に基づき整備する必要があるため、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当から説明いたさせますので、ご審議のほどよろしく願います。

○若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より補足説明をいただきます。

総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 それでは、議案第45号、お手元に資料を配付させていただきました。その資料に基づきまして概要の説明をさせていただきますと思います。

議案第45号資料ということで、横瀬町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例概要という資料を見ていただきたいと思います。横瀬町証人等の実費弁償に関する条例は、議会、農業委員会等町の機関の請求により、参考人等が出頭または参加したときに、その者に支給する実費弁償について規定しております。今回地方自治法の一部を改正する法律が平成24年9月5日に公布されたことに伴い、一部改正をお願いするものでございます。

まず、第1条各号、第1号、第2号、第4号の改正でございます。地方自治法の改正に伴う条文の整理でございます。

附則でございますが、地方自治法の一部を改正する法律、附則第1条、ただし書きに規定する政令で定める日から施行するものでございます。

なお、国としては9月5日が公布日であったため、これから6月後までの切りのいい日として、総務省では3月1日施行を目指しているということでございます。ただし、正式に閣議決定して決めるため、確実ではないが、総務省としては3月1日を念頭に作業を進めているというような状況でございます。

以上でございます。

○若林スミ子議長 補足説明を終わります。

続きまして質疑に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第12、議案第45号 横瀬町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、議案第45号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林スミ子議長 日程第13、議案第46号 横瀬町こども医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第13、議案第46号 横瀬町こども医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。福祉3医療、こども医療、ひとり親家庭等医療、重度心身障害者医療の医療費の支給に関し、秩父郡市において現物給付制度を平成25年4月1日から導入したいため、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当から説明いたさせますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より補足説明をいたさせます。

いきいき町民課長。

〔大場紀彦いきいき町民課長登壇〕

○大場紀彦いきいき町民課長 それでは、議案第46号 横瀬町こども医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

改正の理由でございますが、福祉3医療に対する医療費の支給に関し、秩父郡市1市4町において現物給付制度を平成25年4月1日から導入し、現物給付ができるよう所要の改正を行うものでございます。

関連するこども医療費支給に関する条例、ひとり親家庭等の医療費支給に関する条例、重度心身障害者医療費支給に関する条例、3つの関連する条例について、横瀬町こども医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例として規定の整備を行うものでございます。

なお、こども医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、お手元に配付してあります議案第46号資料、横瀬町こども医療費支給に関する条例新旧対照表に沿ってご説明をさせていただきますので、議案書とあわせてごらんください。

議案の第1条は、横瀬町こども医療費支給に関する条例の一部改正でございます。新旧対照表をごらんください。第2条は、定義の規定でございますが、第1号、第3号、第4号については、字句の整理を行うものでございます。第5号は、医療機関等について定義を設けるために新たに追加するものでございます。

次に、第3条第2項第2号でございますが、児童福祉法の条文を明確にするもので、ひとり親医療、重度医療についても同様に行うものでございます。

次に、第4条第1項でございますが、こども医療費を明確にするものでございます。また、第2項につきましては、字句の整理を行うものでございます。

次に、第5条でございますが、見出しを「支給方法等」に改め、第2項から第4項で現物給付を行うための条文を整備するものでございます。特に第4項で、現物給付を行うための審査支払い等を社会保険診療報酬支払基金埼玉県支部及び埼玉県国民健康保険団体連合会等に委託することができる規定を設けるものでございます。

ここで医療費の流れについて説明させていただきます。今回の条例改正で秩父郡市の医療機関等で受診した場合、窓口で本来徴収される保険診療の一部負担金を受給者本人へ請求せず医療機関から診療報酬明細書により社会保険診療報酬支払基金埼玉県支部及び埼玉県国民健康保険団体連合会を介して町に請求していただくことになります。また、医療費の支払いにつきましても、請求と同様に社会保険診療報酬支払基金、埼玉県国民健康保険団体連合会を介して支払うことになるものでございます。

次に、第6条でございますが、見出しを「受給資格の登録」に改めるとともに、資格登録の方法について、第2項、第3項において規定したものでございます。

続いて、議案の第2条、横瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部改正でございます。第2条は定義の規定で、字句の整理を行うものでございます。第3号においては、養育者の定義及び根拠条文を明確にするものでございます。第6号は、字句の整理を行い、また第7号はこども医療費と同様に医療機関等の定義を加えるものでございます。

次に、第3条につきましては、字句の整理及び根拠条文の改正でございます。

次に、第6条でございますが、窓口払い廃止に伴い、保険診療のこども医療、重度医療と同様に一部負担金について徴収しない旨の条文の改正でございます。

第7条でございますが、見出しを「支給の方法等」に改め、こども医療費と同様な改正で、審査支払事務の委託について1項を加え、第4項とするものでございます。

次に、第9条でございますが、字句の整理を行うものです。

続いて、第11条についてでございますが、見出しを「ひとり親家庭等医療費の返還」に改めるほか、字句の整理を行うものでございます。

続いて、第3条、横瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正でございます。第1条については、他の条例と同様に字句の整理を行うものでございます。

次に、第2条第3項でございますが、一部負担金の定義について改正したものでございます。従前の規定では食事療養標準負担額、生活療養標準負担額の食事部分については、全て一部負担金として支給対象としましたが、改正規定では食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の減額認定を受けた場合に限り食事療養及び生活療養の食事部分について一部負担金として支給するものでございます。この減額認定は、食事及び生活療養標準負担額の費用負担を軽減するもので、住民税の非課税世帯の方が対象となります。第4項でございますが、こども医療費と同様に医療機関等の定義を加えるものでございます。

次に、第3条第2項第2号の改正でございますが、根拠条文を明確にしたものでございます。

続いて、第8条第4項でございますが、こども医療費と同様に審査支払事務の委託について1項を加え、第4項とするものでございます。

最後に、附則でございますが、議案書の最後の附則をごらんください。この条例は、公布の日から施行するものでございますが、横瀬町こども医療費支給等に関する条例第5条、横瀬町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例第6条、横瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例第2条第3項及び第8条に1項を加える改正規定では、現物給付を実施する平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○若林スミ子議長 補足説明を終わります。

続きまして質疑に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第13、議案第46号 横瀬町子ども医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、議案第46号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林スミ子議長 日程第14、議案第47号 秩父広域市町村圏組合の規約変更についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第14、議案第47号 秩父広域市町村圏組合の規約変更についてですが、障害者自立支援法の一部改正に伴い、秩父広域市町村圏組合の規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当から説明いたさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より補足説明をいたさせます。

総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 それでは、議案第47号の補足説明をさせていただきます。

今回の規約変更は、障害者自立支援法の一部改正に伴い、規約の第3条第9号中の「障害者自立支援法」の名称を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、第19条第1項第1号中の「別表第1」を「別表」に改め、また別表中第1中の「第19条第1項関係」を「第19条関係」に改め、同表中の「障害者自立支援法」の名称を改めるものでございます。同表を改めて同表を別表とするものでございます。

この規約は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

なお、新旧対照表をお手元に配付させていただきましたので、ごらんをいただきたいと思います。

以上でございます。

○若林スミ子議長 補足説明を終わります。

続きまして質疑に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第14、議案第47号 秩父広域市町村圏組合の規約変更については、これを原案のとおり決することに賛成する方は起立を願います。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、議案第47号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林スミ子議長 日程第15、議案第48号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第15、議案第48号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更についてありますが、白岡町の市制施行及び蓮田市白岡町衛生組合の名称変更に伴い、埼玉縣市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当から説明いたさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より補足説明をいたさせます。

総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 議案第48号の補足説明を申し上げさせていただきます。

その前に、お手元に議案第48号資料ということで、新旧対照表をお手元に配付させていただいております。この一番上の表題でございますけれども、「埼玉縣市町村同合組合」、ちょっと表記が間違っておりますので、大変失礼いたしました。「埼玉縣市町村総合事務組合」ということで、ご訂正をお願いしたい

と思います。済みませんでした。

それでは、説明を申し上げさせていただきます。本組合を組織する白岡町は、平成24年10月1日、市制施行により「白岡町」が「白岡市」に、「蓮田市白岡町衛生組合」が「蓮田白岡衛生組合」に名称変更したことに伴い、埼玉縣市町村総合事務組合が関係地方公共団体の議決を経て埼玉県知事の許可を受けるため、協議をお願いするものでございます。名称の変更でございます。そういうことで、よろしく願いいたします。

○若林スミ子議長 補足説明を終わります。

続きまして質疑に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第15、議案第48号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更については、これを原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、議案第48号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林スミ子議長 日程第16、議案第49号 平成24年度横瀬町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程いたされました日程第16、議案第49号 平成24年度横瀬町一般会計補正予算（第4号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算総額にそれぞれ2,769万8,000円を減額し、本年度歳入歳出予算総額をそれぞれ33億7,022万2,000円とするものであります。

補正予算の内容について、主なものを申し上げます。まず、歳出から申し上げます。総務費では、埼玉県町村会で進めている共同システムに加入するため、クラウドサービスの移行の初期導入関連費や地上デジタル放送共聴施設への補助金等を増額計上いたしました。また、各項にわたり人件費の不足が見込まれるため、それぞれ増額計上いたしました。さらに、障害者の自立支援をするため、過年度分国庫及び県負

担金の確定に伴う返還金が生じたため増額計上し、制度改正による子ども手当から児童手当への組み替えや節での組み替えを計上いたしました。そのほか環境対策費として太陽光発電システム補助金や町道の新規路線測量委託料、河川改修工事等の増額とあわせ、社会資本整備事業における交付決定額の変更に伴う減額を計上いたしました。教育費においては、小学校用地購入費や給食費等の補助金を増額計上し、予備費を減額計上しました。

一方、歳入では、国庫負担金及び県負担金につきましては、各医療の交付額の決定により、それぞれ減額計上し、国及び県補助金は地上デジタル放送共聴施設補助金や緊急雇用創出基金補助金等を増額し、社会資本総合整備事業交付金は国の内示により減額計上いたしました。また、寄附金及び諸収入につきましても増額計上いたしました。

次に、債務負担行為でございますが、第2表に掲げてあります事業につきましては、現年度中に次年度事業の契約行為が発生するため定めるものであります。

以上、補正予算の主な内容を申し上げましたが、細部につきましては担当課長に補足説明いたさせますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長から補足説明をいたさせます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時51分

○若林スミ子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 では、何点かお聞きいたします。

まず、時間外手当の増額ということで、まず歳出のほうです。全体的なのですけれども、時間外手当の当初予算を計上で抑えたということですが、しかし、12ページ、税務の時間外勤務手当70万円、それから17ページの農業総務費の時間外手当40万円、これは税務のほうは当初予算が60万円、補正予算が70万円です。農業総務費のほうは当初予算が40万円、また40万円、同じ額が出たのですね。ですから、低く抑えたといいますが、例えば50万円のうち10万円の補正というのならば納得できるのですが、ちょっと低く抑え過ぎたのではないかと1点お聞きします。

それから、11ページです。うらかよこぞ推進事業、地域パワーアップ助成事業補助金で当初予算が150万円とっております。1事業申し込みがあったという説明だったのですが、これはどんなものなのか、ちょ

っと詳しく教えてください。

それから、16ページの保育所管理運営事業なのですが、自動車購入費が125万円計上されております。この車は常時どこに置くのか。軽自動車はどの程度のものなのか、教えていただきたいと思います。

それから、17ページ、竹林の伐採等の委託料が出ているのですが、この竹林の伐採については個人の持ち物をするのか。個人の持ち物を町のお金でやるのはどのような関係で行うようになっているのか、仕組みを教えていただきたいと思います。

続きまして、18ページなのですが、観光費で、観光基本計画等作成事業ということで、基本計画の作成事業に120万円予算がとってあります。お聞きしましたら、アンケートを実施するということですが、基本計画作成事業というので、基本計画を作成する根幹的なものは役場職員が行うのだと思うのですが、その確認です。これはあくまでもアンケートとか、業務で終了するのかということの確認です。

それから、20ページなのですが、教育費、横瀬小学校の土地購入費が1,200万円出てきました。これは地主から申し出がある場合は基本的に購入するという話を聞いておりますが、この場合もどういう経緯で購入になったのか、教えていただきたいと思います。また、この購入によって毎年支払いになる土地代というのですか、賃借料がどの程度減るのかも教えていただきたいと思います。

それから、20ページと21ページにまたがるのですが、横瀬小学校の図書の購入費が出てきました。小学校のほうはちょっとわからなかったのですが、中学校のほうの説明で、1年生から3年生、全教室に生徒分の辞書を購入ということで説明を受けましたが、生徒全員に辞書を配布するというお考えは、どういう根拠で、そういうふうにお考えになったのかをちょっと教えていただきたいと思います。

以上です。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 私のほうからは職員の時間外勤務手当について答弁をさせていただきます。

確かに議員さんの仰せのとおり、私の最初の説明の中で、当初予算にある程度抑えて計上させていただいているというような一つの理由として申し上げさせていただきました。確かに当初予算と同じぐらいの額を補正をお願いするというのは、ちょっと不自然かなと思います。したがって、今までの時間外勤務手当等の実績を考慮して、ある程度予算編成をさせていただきたいと思います。例えば税務課の時間外につきましては、年間大体100万円から120万円ぐらいを推移してございます。そのようなことで、当初予算で、その半分というような計上であったわけでございます。そのようなことで、同じぐらいの額を計上させていただいておりますが、ある程度当初予算で適正な積算をして予算を編成させていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○若林スミ子議長 まち経営課長。

〔木崎泰明参事兼まち経営課長登壇〕

○木崎泰明参事兼まち経営課長 私のほうからは、11ページのうららかよこぜ推進事業のうち地域パワーアップ助成事業ということでございますけれども、どんな内容かというようなご質問だと思います。

現在このパワーアップ助成事業につきましては、1団体50万円というのが上限ということで、現在実施

されているわけでございます。今回も年度末近くになってきましたので、パワーアップ助成事業につきましては、ここで打ち切りかなと思ったのですが、今回1団体につきまして、道路の清掃ですとか、あとガードレールの清掃、カーブミラー、それから道路幅員の植栽、それから花壇の手入れとか、防犯灯の点検、そういったものもやっているから、何とかならないかというような形で申請がございましたので、急遽今度の補正に組んだというような状況でございます。

以上でございます。

○若林スミ子議長 保育所長兼児童館長。

〔町田 勉保育所長兼児童館長登壇〕

○町田 勉保育所長兼児童館長 それでは、16ページ、保育所費の保育所管理運営事業の中の軽自動車の購入費について答弁させていただきます。

まず、置き場所ということなのですが、ふだん保育所で利用しておりまして、福祉センターの駐車場にカーポートがあるのでございますけれども、そこに置く車です。

そしてまた、どんな車かということなのですが、ダイハツのムーヴ、スズキのワゴンRクラスを予定しております。

以上です。

○若林スミ子議長 振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 私のほうからは、17ページの竹林伐採等委託料の関係で、その仕組みについてということでございますが、これにつきましては、町と所有者で協定を結んでいただきます。その後、この事業につきましては、竹林を伐採した後、もみじを植えていただくというような形になります。最低5年間は維持管理をしていただくというようなものでございます。現在2カ所の候補地で、この予算を計上させていただきました。字2番地内とそれから字11番地内の2カ所を予定しております。

それから、次の18ページ、観光基本計画等作成事業ということで、こちらにつきまして根幹的な業務の内容なのかということでございますが、こちらにつきましては、先ほど申し上げたかもしれませんが、事業の概要としましては、観光客は横瀬町に何を求めているのか、その結果、横瀬町の観光はどうあるべきかということを導くために観光の実態調査をしているということでございます。その結果を踏まえまして、今後における観光の事業展開ということで、計画を立てていくということで、観光客のニーズに合った観光事業を展開して、地域の活性化を図っていくのではないかとというような考えで、今回の計画を作成したわけでございます。よろしくお願いたします。

○若林スミ子議長 教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 大野議員さんの小学校用地の経緯等というようなことでございますけれども、賃借地でありまして、1名の方、3筆、雑種地でございますが、857平米を購入予定しております。ご本人からの申し入れ等でございます。それについて、どのぐらい賃借料は減るのかというお尋ねでございますが、年間におきまして約50万円減るといようなことになろうかと思っております。

そして、小学校6年生の教室に国語の辞典を置くというようなことでございます。それと、中学校全教

室に生徒分の国語の辞典を置くということでございますが、教室に置くことによりまして、すぐ調べる、習慣づける教育のために購入するというようなことでございます。

以上でございます。

○若林スミ子議長 他に質疑ございますか。

1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 それでは、2点お伺いさせていただきます。

11ページなのですが、文書広報費のクラウドサービス初期導入委託料をもう少し詳しく教えてください。特に委託先がどういうふうに使われるのか。それと、これは県の総合事務組合の関係だと思っておりますが、横並びの対応なのか、横瀬町の独自性というのが、どのくらいあるのかというあたりを教えてください。

それと、今の野議員の質問にかぶるかもしれないのですが、18ページの観光基本計画です。先ほど大学と連携してということの説明いただいたのですが、もう少し具体的に、連携先はどのようなところで、どのようなふうに使われるのかということと、これによって臨時職員に働いていただくということなのですが、具体的に臨時職員のこの中の役割ですね、どういうことをやるのかということをお願いいたします。

以上です。

○若林スミ子議長 総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 1番議員さんのご質問に答弁させていただきます。

クラウドサービスの関係について、もうちょっと詳しくというようにご質問でございます。この関係につきましても、クラウドの関係につきましても、議員さんもお承知かと思っております。今まで町でリースをしておりますサーバーに横瀬町のデータが格納して、それを引き出してPCで活用しているという状況でございます。そのサーバーのリース期間が近々のうちに満了になるということで、コンピューター関係の流れとして、クラウドサービスのほうに移行していくというような一般的な流れになってきております。そのようなことで、今現在住民基本台帳及び税務サーバーにつきましても、株式会社TKCのほうと契約しております。その基本台帳のサーバー、税務のサーバーが切れるというようなことで、これからはクラウドのほうに切りかえていきたいという考えでございます。先ほど町長の提案説明の中にもあったのですが、埼玉県町村会がございまして、その町村会のほうでクラウドを共同で進めていこうということで、協議会を組織して、現在いろいろな作業を進めてございます。

方向づけとして、最終的に埼玉県の共同システムのほうもクラウドを進めておりますので、そのようなことで、今現在では埼玉県の共同システムにすぐ入るというようなことではありませんけれども、クラウドサービス切りかえておけば、共同システムにのったときにスムーズに切りかえができるというようなこともございます。このクラウドサービスのメリットにつきましては、この間3.11で地震があって、データ等の損失があったようなところもあったようでございます。そのようなことで、クラウドにつきましても、委託する業者において、ちゃんとしたところにデータを格納して保護するというようなこともございます。それと、人件費の削減も図られるというような、いろいろなメリットがございまして、総合的にそのような部分を検討して、クラウドサービスにしていこうというものでございます。

○若林スミ子議長 振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 私のほうからは2点聞かれておりますが、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、大学の関係でございますが、これは駿河台大学のほうに調査指導をいただくような形で考えております。

それから、臨時職員の役割ということでございますけれども、これにつきましては、町内、それから町外もありますけれども、観光に関するアンケートの作成及びそのデータ収集、それと集計等をやっているというふうな形になるかと思います。観光の実態と観光客の動向などをまとめていただくというふうな作業をしていただくような形になると思います。

○若林スミ子議長 1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 ご答弁ありがとうございました。1つだけ。最初のクラウドサービスのところで、そうすると委託料421万2,000円の支払先はどちらになるのか、教えてください。

○若林スミ子議長 総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 今現在TKCのほうと契約して、いろいろな住基台帳、あるいは税務、そのようなものを行っております。引き続きまして、そのTKCでございます。

○若林スミ子議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第16、議案第49号 平成24年度横瀬町一般会計補正予算（第4号）を原案のとおり決するに賛成する方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、議案第49号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は20分からとしたいと思います。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時22分

○若林スミ子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林スミ子議長 日程第17、議案第50号 平成24年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程いたされました日程第17、議案第50号 平成24年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ2,202万6,000円を追加し、本年度歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ10億5,017万4,000円とするものであります。

補正予算の主なものを申し上げます。まず、歳出であります。給付実績により保険給付費の不足が見込まれるため増額計上し、あわせて財源内訳の組み替えをいたしました。また、諸支出金ですが、実績により不足が見込まれるため増額するものであります。そのほか、予備費を増額計上いたしました。

次に、歳入であります。療養給付費の増加に伴い、国庫負担金、療養給付費交付金を増額計上し、共同事業交付金は実績により増額計上いたしました。また、財政調整交付金は当初予算額が見込み違いのため減額計上いたしました。

以上、補正予算の主な内容について申し上げますが、細部につきましては担当課長に補足説明をいたさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長から補足説明をいたさせます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時23分

再開 午後 3時29分

○若林スミ子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第17、議案第50号 平成24年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決するに賛成する方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、議案第50号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林スミ子議長 日程第18、議案第51号 平成24年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程いたされました日程第18、議案第51号 平成24年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要を申し上げます。

今回の補正であります。歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ13万4,000円を追加し、本年度歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ6億9,149万9,000円とするものであり、まず歳出におきましては、各支援事業で使用している公用車の燃料費や償還金の不足が見込まれることから増額計上いたしました。また、予備費を減額計上いたしました。

一方、歳入では、保険料や国県補助金及び交付金のほか、繰入金を増額計上いたしました。

以上、補正予算の主な内容を申し上げましたが、細部につきましては担当課長に補足説明をいただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長から補足説明をいただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時31分

再開 午後 3時34分

○若林スミ子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第18、議案第51号 平成24年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり決するに賛成する方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、議案第51号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林スミ子議長 日程第19、議案第52号 平成24年度横瀬町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程いたされました日程第19、議案第52号 平成24年度横瀬町水道事業会計補正予算（第3号）の概要を申し上げます。

まず、収益的支出ですが、水道事業費用において取水ポンプ等の電気料の値上がりと非常勤職員の社会保険への加入、消費税及び地方消費税に不足が見込まれることから増額計上し、予備費を減額計上いたしました。

一方、収益的収入ですが、東京電力管内の賠償金及び補償料を増額計上いたしました。

そのため、今回の補正は、収益的収入及び支出の予定額にそれぞれ81万2,000円を追加し、本年度予算総額を収入支出それぞれ2億157万6,000円とするものであります。

次に、資本的支出でございますが、配水施設費では、配水管の布設替えに係る経費を、また給水施設費では新設アパートの申請に伴う経費を増額計上いたしました。

一方、資本的収入につきましては、配水管布設替えや新規受益者による他会計負担金や分担金を増額計上いたしました。

結果、今回の補正は資本的収入に1,411万1,000円を追加し、資本的収入の予算総額を7,592万6,000円とし、資本的支出については1,188万8,000円を追加し、資本的支出の予算総額を1億6,425万4,000円といたしました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補填するものであります。

以上、補正予算の概要を申し上げましたが、細部につきましては担当課長より補足説明をいたさせますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長から補足説明をいたさせます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時37分

再開 午後 3時41分

○若林スミ子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 1点お聞きいたします。

8ページです。資本的収入及び支出の分担金なのですが、新規加入者分担金が非常に多くて、とてもうれしいなと思っているのですが、これは何か理由があるのでしょうか、教えていただきたいのですが、よろしくお願いいたします。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

〔町田 多上下水道課長登壇〕

○町田 多上下水道課長 4番、大野議員さんのご質問にお答え申し上げたいと存じます。

ただいま資本的収入の関係で分担金の額がふえているということで、どんなことでふえたのか、その理由をとということで、ご説明させていただきたいと思っております。例年ですと、分担金というものは、年額、平均ですけれども、700万円ぐらいのお金が集まってきます。今年度に関しましては、これはアパートだけで3件ふえています。6区の大場鉄工所の東側にできたアパート2棟、それにこれは11区なのですけれども、これはNTTのラインマンセンターがありますが、そこと鉄道の間でできたアパートが1棟、それらとあとは16区のほうにいきまして、16区の9号線と県道でぶつかる場所、今工事をしてはいますが、その北側に分譲地を開発している業者があります。それと大きなのがもう一つあるのですが、これは芦ヶ久

保の字コハ清水というところがあるのですが、そこはどこかといいますと、木の子茶屋さんというのがありますけれども、木の子茶屋の東側に丸殖住建さんが分譲した分譲地がございます。この分譲地、平成23年3月に給水区域の変更をした際に給水区域を見直しまして、ここにもかなり前から住民登録されている方もおありまして、ここも給水区域に入れました。そういうこともありまして、そちらのほうに給水をお願いしたいということで、丸殖住建さんのほうからも申し入れがありました。こういうもろもろのものを足しますと、今回はかなりの金額で水道をさせていただくという状況になりました。

以上でございます。

○若林スミ子議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第19、議案第52号 平成24年度横瀬町水道事業会計補正予算（第3号）を原案のとおり決するに賛成する方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、議案第52号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎日程の追加

○若林スミ子議長 ここで、お諮りいたします。

ただいま9番、関根修議員から、発議第7号 埼玉県立大学に医学部の新設を認めることを求める意見書についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第20として、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 異議なしと認めます。

よって、発議第7号 埼玉県立大学に医学部の新設を認めることを求める意見書についてを日程に追加し、追加日程第20として議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時46分

再開 午後 3時48分

○若林スミ子議長 再開いたします。



◎発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○若林スミ子議長 追加日程第20、発議第7号 埼玉県立大学に医学部の新設を認めることを求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

9番、関根修議員。

〔9番 関根 修議員登壇〕

○9番 関根 修議員 議長よりご指名を受けましたので、発議第7号 埼玉県立大学に医学部の新設を認めることを求める意見書について、提出者として提案理由の説明及び提出意見書の案文を朗読し、内容の説明にかえさせていただきます。

埼玉県立大学に医学部の新設を認めることを求める意見書

埼玉県は、人口10万人当たりの医師数が149人（2010年12月）と全国最下位の県です。しかも埼玉県は、一般病床数の人口対比も全国で最も少なく、救急体制が脆弱であるため2010年度の救急搬送における最多照会回数は33回、現場滞在時間227分（救命救急センター搬送事案）という事態を生じています。2010年度の救急搬送数は前年比9.9%も増加しており、第一線でこれを受け入れている医師の勤務環境は過酷を極めています。

一方で、埼玉県は高齢化のスピードが全国で最も速い上に、既に高齢者（65歳以上）人口は146万人と全国で6番目に多くなっています。必然的に医療必要度は高くなり、埼玉県が毎年実施している県民世論調査でも、県民の要望の第1位が「高齢者福祉の充実」、第2位が「医療体制の整備」となっており、県民の切実な要望であることがわかります。

今後、全国で最も高齢者人口の増大する埼玉県においては、現在の医師不足の状況を大幅に改善しない限り、県民の救命救急環境はさらに深刻なものとなり、医師の過酷な勤務実態はさらに悪化するばかりです。すでに、県内の基幹的な病院で小児入院医療の廃止や周産期医療の休止が続いており、医師不足の解消は緊急の課題です。

しかし、埼玉県は国公立大学医学部がないという全国的にも希少な県です。卒業後地域医療に従事することを期待できる医師養成医学部が、埼玉県内には埼玉医科大学1校のみであり、埼玉県の医師養成は他県に依存していると言わざるを得ない状況にあります。そのため、全国各大学の医学部定員が増員されても、埼玉県内の地域医療に貢献する医師を充足させることは、引き続き困難な状況です。埼玉県の地域医療を担うことを志望する県内出身の高校生に対して、埼玉県内で地域医療にふれながら学ぶ環境となる県立大学医学部を新設することが将来にむけてきわめて重要と考えます。

こうした状況から、2011年9月に県内の医師不足解消をめざして自民党県議団の懇話会が埼玉県立大学に医学部設置を求める要望書を埼玉県知事に提出しました。続いて埼玉県議会93名の全県議が名を連ねる

「設置推進議員連盟」が発足しています。多くの県民が埼玉県立大学に医学部の新設を求めています。

こうした動きを受け止め、埼玉県は今年度新たに定めた「5か年計画」(平成24~28年度)において、「埼玉県立大学医学部設置認可のための体制の確立と医学部設置に向けた計画の策定」を明記しました。

国としては、こうした埼玉県の状況と決意をご高察いただき、埼玉県立大学に医学部の設置を認められることを、強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年12月13日

埼玉県秩父郡横瀬町議会議員 若林 スミ子

これは内閣総理大臣、現野田佳彦様、文部科学大臣、田中眞紀子様、厚生労働大臣、三井大臣に提出することになっております。

議員のご賛同をお願いして説明とさせていただきます。

○若林スミ子議長 説明を終わります。

続きまして、賛成者の発言を求めます。

2番、新井鼓次郎議員。

〔2番 新井鼓次郎議員登壇〕

○2番 新井鼓次郎議員 ただいま上程中であります埼玉県立大学に医学部の新設を認めることを求める意見書につきまして、賛成の立場で発言させていただきます。

先ほど提出者の関根修議員から意見書の内容が説明されましたように、埼玉県は人口10万人当たりの医師数が149人と全国最下位の県であります。一般病床数の人口対比も全国で最も少ないようであります。一方で、高齢者の人口は全国で6番目に多く、このような要因から高齢者福祉の充実、医療体制の整備が求められており、医師不足の解消は緊急の課題です。

しかしながら、埼玉県には国公立大学の医学部はありません。経済的負担の若干少ない公立の医学部を新設し、地域医療を学ぶ環境を整えることは、将来に向けて必要であり、地域に根差した医師を養成し、安心で質の高い医療サービスを安定して提供することは極めて重要であると判断いたします。

このような埼玉県の状況を考えますと、一刻も早く、この意見書を提出することにより、抱えている問題を少しでも早く解消できるようになればよいと考えております。

ぜひ皆様のご理解をいただきまして、意見書を関係各機関に提出できますようお願い申し上げまして、賛成者の発言とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○若林スミ子議長 賛成者の発言を終了いたします。

質疑に移ります。

質疑ございますか。

11番、若林新一郎議員。

○11番 若林新一郎議員 質疑ではないのですが、ミスプリントだと思うのですが、真ん中辺のところ「しかし、埼玉県は」というところがあると思うのです。その4段下、「意思を充足させることは」の「意思」、これは医者、医師ではないかと思うのですが。

○若林スミ子議長 そうですね。語句の訂正。

○11番 若林新一郎議員 ですよね。

○若林スミ子議長 ありがとうございます。それでは、語句の訂正は、後ほど事務局にさせていただきます。
質疑はよろしいでしょうか。

〔「議長」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 提出者の発言を求めます。

9番、関根修議員。

〔9番 関根 修議員登壇〕

○9番 関根 修議員 文脈からしますと、お医者さんのほうを充足させるということで、医師であります。
ありがとうございました。もとの原文は、多分医師になっておりますので、よろしく申し上げます。語句
の訂正、細部の訂正については、事務方のほうでやっていただければありがたいと思いますが、そこまで
含めて賛同願いたいと思います。

○若林スミ子議長 質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

追加日程第20、発議第7号 埼玉県立大学に医学部の新設を認めることを求める意見書については、こ
れを原案のとおり決するに賛成する方の起立を求めます。

〔起立総員〕

○若林スミ子議長 起立総員です。

よって、発議第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎閉会中の継続審査の申し出

○若林スミ子議長 ここで、お諮りいたします。

各常任委員長より地方自治法第109条第4項の規定に基づく所管事務調査を、また議会運営委員長より
地方自治法第109条の2第4項に規定する調査を、会議規則第72条の規定により、それぞれ閉会中の継続
審査としたい旨の申し出がありました。そのように取り計らいをしたいと思いますが、ご異議ございませ
んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 異議なしと認めます。

よって、さように取り計らいをさせていただきます。

○若林スミ子議長　ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長　異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。



◎閉会の宣告

○若林スミ子議長　以上で本定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

平成24年第5回横瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会　午後　4時00分